

平成 27 年度
包括外部監査の結果報告書

監査対象事件：補助金等に関する事務の執行について

盛岡市 包括外部監査人
公認会計士 佐藤 公哉

目次

第 1.包括外部監査の概要.....	1
1.1.監査の種類.....	1
1.2.選定した特定の事件.....	1
1.3.特定の事件を選定した理由.....	1
1.4.監査対象期間.....	1
1.5.監査の方法.....	1
1.5.1.監査の目的.....	1
1.5.2.監査手続.....	1
1.6.監査の実施期間.....	2
1.7.監査の実施概要.....	2
1.8.包括外部監査人及び補助者.....	3
1.9.利害関係.....	3
第 2.概要.....	4
2.1.概要.....	4
2.1.1.盛岡市の補助金・負担金の推移.....	4
第 3.監査の結論.....	8
3.1.概要.....	8
3.1.1.全体・共通事項.....	8
3.1.2.個別の指摘事項及び意見.....	13
3.1.3.抽出基準.....	16
3.2.学校教育課.....	20
3.2.1.中学校総合体育大会（県・東北・全国）派遣事業費補助金.....	20
3.3.農政課.....	21
3.3.1.いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金.....	21
3.4.長寿社会課.....	27
3.4.1.軽費老人ホーム事務費助成事業.....	27
3.4.2.老人クラブ活動費補助金.....	31
3.5.障がい福祉課.....	34
3.5.1.（一財）青い鳥施設建設補助金.....	34
3.5.2.（社福）いきいき牧場施設建設補助金.....	35
3.5.3.地域活動支援センターⅢ型運営費補助金.....	37
3.6.地域福祉課.....	41

3.6.1.盛岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金	41
3.6.2.盛岡市総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金	42
3.6.3.盛岡市社会福祉協議会運営費補助金	44
3.7.介護保険課	46
3.7.1.地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	46
3.7.2.介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金	47
3.7.3.老人福祉施設等整備費補助金	49
3.8.くらしの安全課	50
3.8.1.盛岡市防犯協会事業費補助金	50
3.9.資源循環推進課	51
3.9.1.ごみ集積場所等整備事業補助金	51
3.10.産業振興課	54
3.10.1.水田営農特別対策事業費補助金	54
3.11.企業立地雇用課	56
3.11.1.(公財)盛岡市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金	56
3.11.2.(公社)盛岡市シルバー人材センター事業費補助金	56
3.11.3.雇用奨励補助金	57
3.11.4.人財U・Iターン型企业立地促進事業補助金	59
3.12.保健予防課	60
3.12.1.幼児インフルエンザ予防接種補助金	60
3.13.健康保険課	62
3.13.1.岩手県国保連負担金	62
3.14.公園みどり課	69
3.14.1.公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金	69
3.15.市民協働推進課	72
3.15.1.盛岡市自治公民館活動等補助金	72
3.16.建築住宅課	75
3.16.1.生活再建住宅支援事業	75
3.17.子ども未来課	79
3.17.1.私立保育所運営事業補助金	79
3.17.2.私立保育所休日保育事業補助金	81
3.17.3.私立保育所延長保育事業補助金	84
3.17.4.私立保育所一時預かり事業補助金	86
3.18.スポーツ推進課	88
3.18.1.(公財)盛岡市体育協会運営事業補助金	88
3.19.文化国際室	89

3.19.1. (公財) 盛岡市文化振興事業団運営費・事業費補助金	89
3.20.商工課	90
3.20.1.商工会議所事業補助金	90
3.20.2. (公財) 盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金	92
3.21.観光課	93
3.21.1. (公財) 盛岡観光コンベンション協会事業費補助金	93
3.21.2.つなぎ温泉観光協会事業補助金	95
3.22.文化国際室	96
3.22.1. (公財) 盛岡国際交流協会事業	96
3.23.消防対策室	97
3.23.1.盛岡市消防団員互助会事業運営費補助金	97
第3.結びに	99

第 1.包括外部監査の概要

1.1.監査の種類

「地方自治法第 252 条の 37 第 1 項」、及び「盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条」の規定による包括外部監査

1.2.選定した特定の事件

補助金等に関する事務の執行について

1.3.特定の事件を選定した理由

盛岡市における平成 27 年度予算編成方針では、事業効果、効率性、住民ニーズ等を検証し、事業の廃止や縮小など歳出の見直しを進めることにより、施策の優先度に応じた財源の最適配分を図ることとされている。他方、平成 27 年度においては補助金 55 億円、負担金 254 億円が予算化され、主に介護や子育てに関連する補助金等の拡充を図った結果、総額では補助金 16 億円、負担金 7 億円の増加、件数では補助金 26 件、負担金 22 件の増加となっている。

補助金等の新規、増減及び廃止については毎年度検討されているものの、全体としては金額・件数ともに増加傾向にあるため、外部の視点から「補助金等に関する事務の執行について」の合規性の確認のほか経済性、効率性、及び有効性を検討することは有益であると判断し、特定の事件として選定した。

1.4.監査対象期間

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）を監査対象期間とし、必要に応じて過年度分についても対象とした。

1.5.監査の方法

1.5.1.監査の目的

補助金等に関する事務の執行に関わる法令、条例、規則等に係る合規性、経済性、効率性、及び有効性について検討する。

1.5.2.監査手続

次の諸点について分析、質問、関連資料の閲覧等を実施する。その結果としての、指摘事項については「合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から是正・改善を要する事項」、意見については「合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項」として定義する。監査に当たっては以下の点に留意して手続を行った。

- 補助金等の目的を要綱・要領に記載しているか。
- 公益性は明確であるか。
- 公平性は明確であるか。
- 交付先が限定されていないか。
- 類似の補助金の有無、有る場合は一本化できないか。
- 少額補助金の有効性を検討しているか。
- 継続・廃止・増減の検討をどのようにしているか。
- 補助金予算の消化割合が低いのか。
- 事務局を市の職員が担っていないか。
- 補助対象経費、要件などは明確であるか。
- 上限は設定されているか。
- 返還規定（過大、消費税など）があり、返還の必要性を検討しているか。
- 余剰が発生する過大な金額ではないか。
- 繰越金・自主財源を把握し自主性を促進しているか。
- 補助金事業と収益事業の区分が明確であるか。
- 業者選定は妥当であるか。
- 複数の補助金が交付され重複していないか。
- 派遣職員給与の取り扱いは適切であるか。
- 申請書類、実績報告書などを入手しているか。
- 期限は遵守されているか。
- 証憑突合など審査の深度は適切であるか。
- 概算払いは適切であるか。
- 交付先が再補助を行っている場合の管理方法は適切か。
- 指導を行っているか。
- 長期化しているものは目的達成済みでないか。
- 目的達成までのスケジュールはあるか。
- 補助効果が不明のものはないか。
- 指標が適切か。
- 要綱・要領を公開しているか。
- 補助金交付実績・効果を公表しているか。
- 公募しているか。

1.6. 監査の実施期間

平成 27 年 5 月 22 日～平成 28 年 2 月 5 日

1.7. 監査の実施概要

日程	対象機関	実施内容	作業場所	日数
5 月中旬	各担当課	監査テーマヒアリング	市庁舎	0.5 日
7 月下旬～ 9 月中旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、 文書作成	各担当課、監 査人事務所	48.5
10 月上旬～ 11 月下旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、 文書作成	各担当課、監 査人事務所	38.0

日程	対象機関	実施内容	作業場所	日数
12月上旬～ 1月下旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、 文書作成	各担当課、監 査人事務所	13
2月上旬	行政経営課	報告書提出	—	0.5
計				100.5

1.8. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	補助者
公認会計士 佐藤 公哉	公認会計士 高橋 雄一郎
	公認会計士 氏家 亮
	公認会計士 武田 弘明
	公認会計士 古川 直磨

1.9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2.概要

2.1.概要

平成 25 年度の総務省が作成した盛岡市の財政状況資料集の経常経費分析表によると、盛岡市の補助費等は類似団体 42 のうち 40 位と、相当に高い水準となっている。「補助費等の分析欄」には、「一部事務組合及び企業会計への負担金が大半を占めており、類似団体と比較し高い水準となっている」とされている。補助費の高さは盛岡市民の文化的な豊かさにつながる部分もあることから一概に批判されるべきではないと考えるが、しかし、適正な補助費の額であるかどうかという視点からの検証は必要である。また、補助金の決定の過程に問題がないかという検証も必要である。その際には、各担当課に委ねるのではなく、市として、補助金に対する明確な方針を定めた上で、補助金の見直しを別の既存の課に担当させるか、プロジェクトチーム等の別の組織にさせるなどして、独立性を確保しながら行わせるべきである。

地方自治体は、地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている通り、限定的である。法令の要件をクリアするためには、公益性の問題と必要性の問題を検討しなければならないことは文理上、明らかである。

また、補助金の定義は決まったものはないが、一般的に、「特定の事業、研究等を育成、助成するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に、対価なくして支出するもの」が該当する。すなわち、地方公共団体が自らの事業を執行するための支出ではなく、また、自らの事業を他者に委託して実現することの対価としての支出でもない。補助金は、民間団体等の他社が行う事業や研究等を奨励・援助・育成するため、あるいは民間団体等の活動を通して地方公共団体の施策を実現するための支出・無償譲渡である。対価のない支出であるがゆえに、その管理は通常の支出よりも本来は厳密に扱われるべきであるし、また、市民の関心は潜在的に高いと考えられるため、市民へ補助金交付の実態を公表することの重要性は高いと考えられる。

このように、補助金にまつわる諸問題は重要性が高いと考えられるが、補助金を規律する法令等は僅かである。当監査では、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」などの法令や、他の自治体で実施された補助金に関する包括外部監査の報告書や、各自治体での補助金に対する取り組みを示した文書などを参考とした。

2.1.1.盛岡市の補助金・負担金の推移

(1) 補助金

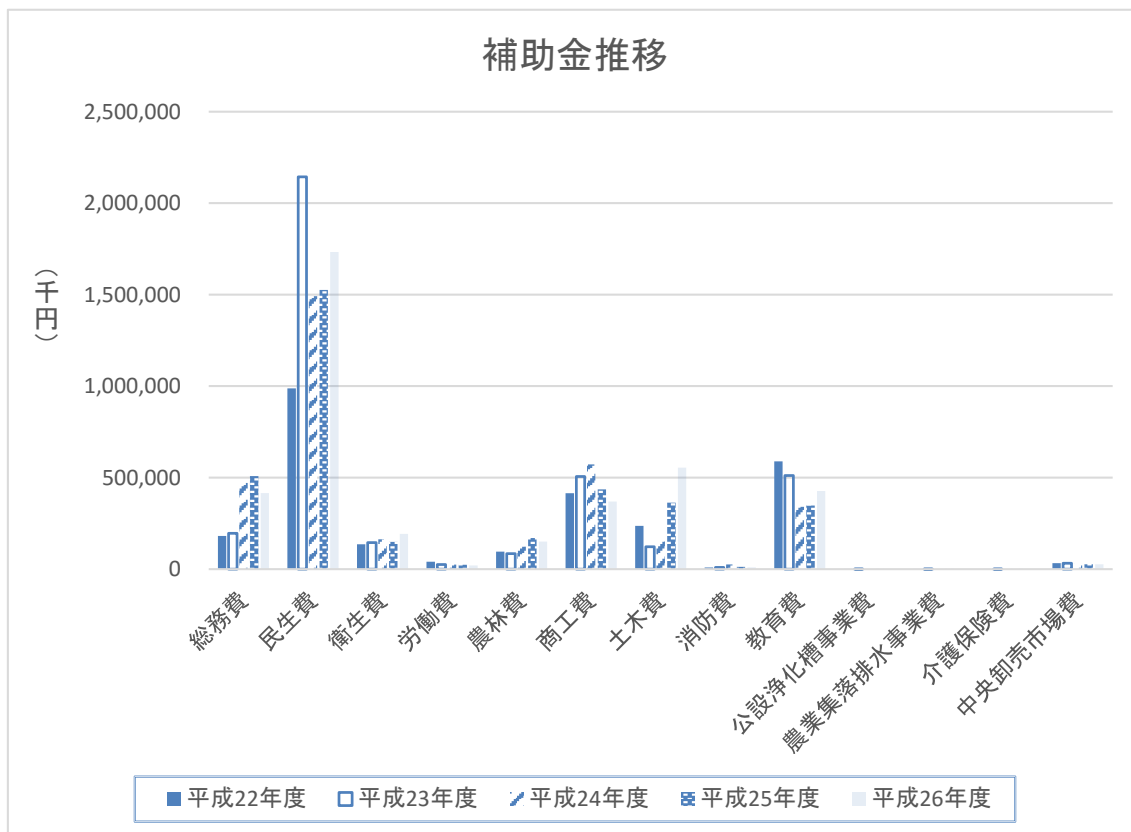
一般会計の補助金については、平成 23 年度に増加したのち、平成 24・25 年度に減少・横這いとなったが、平成 26 年度において再度増加している。特別会計の補助金については減少傾向にある。民生費、総務費及び土木費に係る補助金が相対的に多いものとなっている。

平成 23 年度における一般会計の補助金の主な増加要因は、老人福祉施設等整備費補助金 763,000 千円、介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金 176,000 千円など民生費に係る補助金の増加によるものである。

平成 26 年度における一般会計の補助金の主な増加要因は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 106,163 千円、老人福祉施設等整備費補助金 332,500 千円などの民生費に係る補助金の増加や、中央通二丁目地区優良建築物整備事業補助金 197,200 千円、耐震対策緊急促進事業補助金 75,000 千円などの土木費に係る補助金の増加によるものである。

(単位:千円)

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計	補助金内訳					
	総務費	181,306	195,806	471,751	508,237	415,441
	民生費	987,438	2,143,754	1,491,218	1,525,639	1,733,059
	衛生費	135,741	144,713	162,478	149,073	192,573
	労働費	40,028	25,117	24,752	23,652	19,865
	農林費	95,544	84,657	122,764	169,531	150,384
	商工費	414,529	506,001	572,416	435,800	369,179
	土木費	235,902	121,819	151,989	362,796	555,000
	消防費	9,187	9,154	24,976	12,093	10,093
	教育費	588,625	510,948	340,393	347,683	426,942
	計	2,688,300	3,741,969	3,362,737	3,534,504	3,872,536
	特別会計	公設浄化槽事業費	36	36	109	73
農業集落排水事業費		52	32	45	20	20
介護保険費		662	662	662	662	652
中央卸売市場費		31,977	31,895	28,501	26,447	25,959
計		32,727	32,625	29,317	27,202	26,698
合計		2,721,027	3,774,594	3,392,054	3,561,706	3,899,234



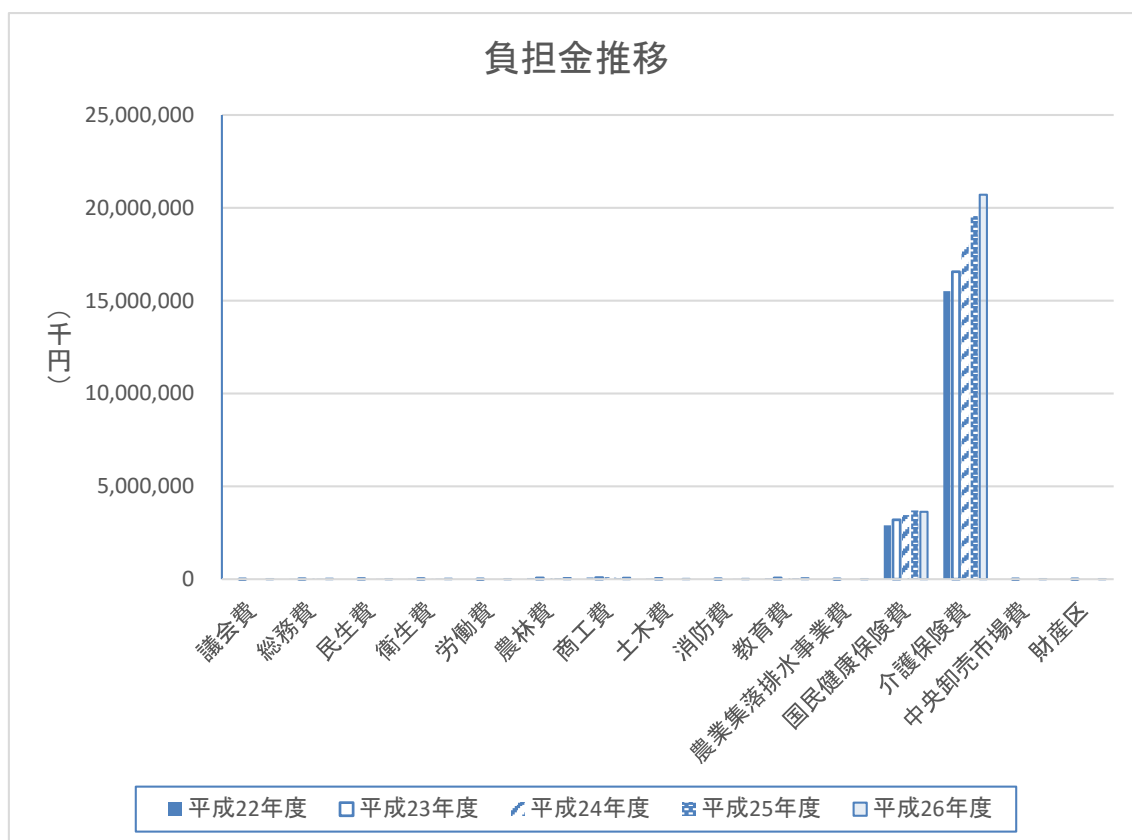
(2) 負担金

一般会計の負担金については平成 24 年度まで増加したのち減少傾向にあるが、特別会計負担金については増加傾向にある。

特別会計の負担金の増加は、居宅介護サービス給付費等負担金、介護予防サービス給付費等負担金などの介護保険費に係る負担金が増加したことによる。国民健康保険費に係る負担金は平成 26 年度に減少したものの、平成 25 年度までは主に後期高齢者支援金等や出産育児一時金負担金に係る負担金により増加している。

(単位:千円)

負担金内訳		年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般会計	議会費		2,360	2,364	2,222	2,227	2,237	
	総務費		18,220	16,966	42,404	30,107	27,678	
	民生費		8,205	26,008	25,970	23,251	8,008	
	衛生費		17,822	23,161	26,020	31,305	24,930	
	労働費		1,415	1,349	1,234	1,226	1,271	
	農林費		68,515	67,057	60,954	68,952	57,106	
	商工費		95,103	84,169	108,809	78,178	81,721	
	土木費		32,572	32,346	16,121	16,398	14,518	
	消防費		14,001	14,032	15,092	18,615	19,974	
	教育費		60,032	65,598	52,771	53,214	54,274	
	計		318,245	333,050	351,597	323,473	291,717	
	特別会計	農業集落排水事業費		20	20	327	413	402
		国民健康保険費		2,898,011	3,200,422	3,450,683	3,703,764	3,633,069
介護保険費			15,513,574	16,555,837	18,078,450	19,554,237	20,709,169	
中央卸売市場費			1,914	1,830	1,830	3,943	3,997	
財産区			6	6	6	6	6	
計			18,413,525	19,758,115	21,531,296	23,262,363	24,346,643	
合計			18,731,770	20,091,165	21,882,893	23,585,836	24,638,360	



第 3. 監査の結論

3.1. 概要

3.1.1. 全体・共通事項

(1) 補助金交付要領・要綱・契約

契約書により交付するからという理由で、要領・要綱が策定されないまま支出されている補助金が複数存在する。盛岡市補助金交付規則には要綱・要領にかかる扱いについての記載がないが、要綱・要領は、補助金の公益性、必要性等を評価する前提を定めるべきものであるため、重要性が高いことを鑑みれば、補助金交付規則に要綱・要領の取り扱いがないということは問題である。一方、「盛岡市補助金交付規則の施行等について」において、「恒常的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付要領を作成し、補助金交付契約書で処理すること」とされている。「施行等について」の文書においても、「臨時的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付契約書で処理すること」とされているが、補助金交付要領の必要のない補助金としてどういったものを想定しているのか定かでない。すべての補助金にはその目的等が明確にされるべきと考えられるため、当該記載については検討する必要があると考えられる。

また、補助金の交付にまつわる計画・実行・審査・行動のサイクルにおいては、その補助金の対象とする目的、対象とする事業、その評価基準等を具体的に定めておく必要があるが、それらは本来要綱に定めるべきものであり、これがなければ、健全な PDCA サイクルによる絶え間ない補助金の適正化の取り組みに著しい支障が生じうる。

交付要領・要綱があっても補助金の交付目的が広範囲で具体的でない、また、対象事業が明確にされていない、あるいは、対象経費が具体的でないなどであれば、補助金の効果測定が難しくなるため、これらを具体的に定める必要がある。また、補助金交付額の算定方法や、対象事業の評価方法、交付期限についても具体的に要綱・要領に定めるべきである。

補助金交付要領・要綱を作成し、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCA サイクルの基礎とすることが望まれる。

(2) 少額補助金

補助金交付の効果についてはその金額の多寡により決定されるものではないが、一般的に少額の補助金から得られる効果は僅かであり、補助金交付の必要性を認識することに困難が伴うと思われる。平成 26 年度予算では 10 万円以下の補助金が 38 種類あり、その多くが平成 27 年度予算においても同額計上されている。このような少額補助金については、長期間にわたり見直されず、補助効果の希薄の状態ですべてが形式的に前年踏襲されてしまうことのないように留意するとともに、終期を設定するなどして少額ではあるがなくならない補助金として既得権益化の防止を図るべきである。

(3) 消費税及び地方消費税

消費税等については、3.3.農政課の箇所で詳細に記載している。消費税等税込みの経費や施設等の取得について税込みの金額を基礎として補助金を交付する場合、補助事業者が消費税の確定申告をして当該経費・施設等の取得に係る消費税等を仕入税額控除したときには、その補助金が経費や施設等の取得に使用されず、補助事業者の利益となる。そのため、補助金を交付するに当たっては、その補助額に消費税等の金額を織り込んでいるかどうかについて確認することが必要である。また、はじめから税抜の金額を基礎として補助することができるように補助金交付要領・要綱・契約書を作りこむことも検討するべきである。

(4) 固定的補助の見直し

盛岡市の第3セクターに対する補助金の多くが固定化もしくは、要領における上限額による支出になっているが、経済状況や、法人の収入構造及び支出構造、実施する事業など、法人を取り巻く状況は毎年度変化しているにも関わらず、補助金が固定的であるということに、経済的な合理性があるだろうかという疑念が持たれる。

また、総務省が都道府県知事及び政令指定都市長に対して通知した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（総行整第11号）」において、「補助金等の整理合理化」の項で、下記のように指摘がされている通り、補助金については継続的な見直しによる削減が推奨されており、中核市である盛岡市においても、その趣旨は適用されるべきと考えられる。補助金の決定が各担当課に委ねられているという現状においては、積極的な補助金の削減のための取り組みを進めることは困難であると考えられる。市として、固定的な補助金を今後どうしていくのかという方針を決め、担当課以外に全市的な補助金に対する取り組みを行うチームを定め、また、補助金交付規則等に補助金の見直しに係る文言を盛り込むなどし、補助金の固定化を解消するために取り組むことが重要であると考えられる。

- ① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ② 終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

盛岡市の第3セクターに対する補助金が固定化する傾向があることの原因の一つに、財政部との合議省略を認める制度の存在が挙げられる。実際、継続的な補助制度のうち多くで補助金交付の契約の際の財政部との合議の省略が認められている。しかし、補助金の適正化という大きな課題に取り組むためには、財政部との合議などの内部統制としての相互牽制の仕組みが必要と考えられる。

(5) 補助事業の検討

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合に

においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。地方公共団体は、補助対象の事業についてその「公益性」及び「必要性」を検証する義務がある。「公益性」や「必要性」というのは主観的な部分が含まれやすいが、できる限り客観的かつ検証可能な基準を設けてその有無を評価すべきである。

(6) 補助対象経費の検証

公益性に乏しい経費として、補助金を当てることが相応しくない費目として、「研修費」、「慶弔費・交際費」、「懇親会費」、「食糧費」、「役員手当」などを挙げることができるが、自治体独自で定めるものであると考えられるため、補助金交付規則又は個別の要領・要綱にて、対象経費について定めることが必要である。

また、経費の支出について、公益の目的に相応しいものかどうか、事業のために必要な支出であったかという視点から調査を行うことが必要な場合がある。例えば、多額に上りがちな、「委託料」や「支払手数料」などの支出については、誰に対する支出か、その金額は妥当か、何のための支出か、といった観点で必要に応じて調査をすべきである。

(7) 補助額の算定基準の明確化

算定基準は、対象事業における対象経費の何割かといったように明確にすべきである。要綱で上限を定めているだけでは、上限額での交付がなされることが多いため、また、運営費補助金の算定においても、「公益上必要がある」金額かどうかという評価は必要である。市が管理費として相当と判断する額を超える額の運営費補助金は支出することが認められない。管理費の評価をいかに行うかということを検討する必要がある。

(8) 評価基準の明確化

地方公共団体は、公益上必要のある場合に限定して補助金の交付が認められるが、その際においても、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるように」(地方自治法第2条第14項)することが求められている。

補助金交付による福祉増進の効果を測定するために、要領・要綱等にて評価基準を明確にしておくことは重要である。

(9) 収支差額が黒字の場合の対応

事業費補助金の場合、契約書において対象の事業が行われなかったような場合には返還を要する旨決めていることがほとんどであるが、運営費補助金の場合は、返還の検討をどのようにするべきかが問題となる。さらには、運営費補助金を「団体の運営のために交付される補助金で使途が限定されないもの」と定義した場合、その用途は費用の補填であり、黒字部分に当てるべきでない。すなわち、運営費補助金は法人の赤字を補うだけで足りる。

公益財団法人では、収支相償により、公益目的事業では黒字を出すことができない。法人

全体の収支が黒字であるということは、収益事業・その他事業及び法人会計において公益目的の事業で計上した赤字を超える黒字を計上していることになるが、その黒字が運営費補助金があることによってもたらされているとすれば、運営費補助金は法人を黒字にさせるために支出されるものではないため、その黒字相当分は運営費補助金の支出が過大であったという可能性が指摘できる。

法人が黒字になった場合の運営費補助金の返還や、次年度の減額といった適正な運営費補助金の金額算定における扱いについて、各補助金の要綱・要領や契約書に明記することの検討が必要である。

(10) 公益会計の計算方法の検討

補助対象の事業者には、公益法人制度改革により公益財団法人等へ移行したものが多く存在する。公益法人の会計において作成が求められる、正味財産増減計算書内訳表では、「公益目的事業」「収益事業・その他事業」「法人会計」という区分に、収入及び支出を区分するが、「運営費補助金」について、「法人会計」の人件費見合いでの申請をしている法人がある。ここで、正味財産増減計算書内訳表の作成においては、費用の按分計算がなされるが、例えば、人件費などは比較的多額となり、3区分への按分の仕方の如何によって、3区分の会計は大きく変動する。換言すれば、人件費等の費用の按分方法によって「法人会計」が大きく計上されることになった場合には、より多くの補助金の申請がされ得るという関係になっている。

尚、公益法人等の監査は、公益目的事業比率（公益目的事業の費用が事業費・管理費の合計額の50%以上でなければならない）の操作がされていないかという観点からなされるため、法人会計の管理費が過大かどうかという点に着目していない事に留意すべきである。

このようなことから、特に運営費補助金を交付している法人については、3区分への人件費等の費用の按分方法が適切であるかどうかという視点からチェックすることが重要であると考えられる。

(11) 情報公開

補助金に関する市民への情報の公開は、公募に係る情報のみならず、すべての補助金の交付に関してなされるべきである。補助金は、市民からの税収を財源にした、対価を求めない無償譲渡であることから、市民の関心は潜在的に高く、また、市民による健全な監視により削減圧力が高まることが考えられるため、透明性を高めることは重要である。「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」でも「終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること」と指摘されている通りである。

可能であれば補助金交付規則などにおいて補助金の交付に係る方針を定めた上で、誰に、何の目的で、いくらを支出したのかという情報をつぶさに公表することが望ましい。

(12) 指定管理料での法人運営

運営費補助金を支出している法人の中には、盛岡市の指定管理者として指定管理料を収入しているものが数多く存在する。

盛岡市では、指定管理者制度を「公の施設の管理運営を広く民間企業やNPO等を含み事業者に委ねることを可能にした地方自治法上の制度」と位置づけており、その目的を「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ること」としている。また、「公募の原則」を採用しており、指定管理者の募集に当たっては、原則として公募するものとするとしている。

このように、盛岡市においても、指定管理者制度は経費の削減を目的の一つとしており、また公募を原則としていることから、市が設立した公益財団等に限らず、一般の株式会社のような民間企業が指定管理者となることがあり得る。

仮に、民間企業が指定管理者となった際には、施設の管理の対価としての指定管理料と、施設から生じる収入である利用料等により管理費を賄うことが求められるだろう。現在、指定管理者として盛岡市から委託を受けている公益財団等においても、経営努力により、指定管理料・利用料等により管理費を賄っていくべきではないかと考えられる。また、運営費補助金により管理費を賄えることから指定管理料を抑えることができるのであれば、民間企業の参入の障壁となり、民業を圧迫する結果となる可能性がある。

現在、運営費補助金を支出している先には、運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられるが、指定管理者となっている先についてはなおさらである。

(13) 運営費補助金から事業費補助金へ

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、地方公共団体は、補助対象の事業についてその「公益性」及び「必要性」を検証する義務があるが、運営費補助金は、その補助対象の法人の運営に当てられ、具体的にどの事業に当てられているか不明である。本来であればその法人が行うすべての事業の公益性・必要性を検討する必要があるように考えられるが、困難な場合が想定される。また、法人は、公益的な事業だけを行っているわけではないので、運営費補助金がすべて公益上必要がある事業に当てられているかどうかの判断は困難である。

このように「運営費補助金」は不透明であり、評価をしづらいという側面があることから、各自治体が補助金の見直しを行う際には、より具体的な事業に対する補助金である「事業費補助金」にシフトさせるという取り組みがなされることが多いため事業費補助金への変更を検討するべきである。

3.1.2.個別の指摘事項及び意見

監査の結果としての指摘事項、及び意見は下表の通りである。

「指摘事項」は35件あり、法規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から是正・改善を要する。

「意見」は32件あり、法規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項であり、検討が望まれる。

担当課	見出し	補助金名	指摘事項・意見	内容
学校教育課	3.2.1.	中学校総合体育大会(県・東北・全国)派遣事業費補助金	指摘事項	PTA等に対する補助の確認について
農政課	3.3.1.	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金	指摘事項	消費税及び地方消費税について
長寿社会課	3.4.1.	軽費老人ホーム事務費助成事業	指摘事項	サービスの提供に要する費用(事務費)について
			指摘事項	民間施設給与等改善費加算率について
	3.4.2.	老人クラブ活動費補助金	意見	領収書等の根拠資料のチェックについて
			意見	補助金を上回る繰越金について
			意見	老人クラブの規模について
障がい福祉課	3.5.1.	(一財)青い鳥施設建設補助金	指摘事項	消費税及び地方消費税について
			指摘事項	抵当権の設定確認について
	3.5.2.	(社福)いきいき牧場施設建設補助金	指摘事項	指名競争入札について
			指摘事項	抵当権の設定確認について
			指摘事項	消費税及び地方消費税について
	3.5.3.	地域活動支援センターⅢ型運営費補助金	指摘事項	補助基準額の算定について
			指摘事項	経費の実支出額等の把握について
地域福祉課	3.6.1.	盛岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金	指摘事項	対象経費の定義について
			指摘事項	消費税及び地方消費税について

担当課	見出し	補助金名	指摘事項・意見	内容
	3.6.2.	盛岡市総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金	指摘事項	補助金交付要領について
			指摘事項	消費税及び地方消費税について
	3.6.3.	盛岡市社会福祉協議会運営費補助金	意見	運営費補助金の必要性及び積算根拠について
介護保険課	3.7.1.	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	指摘事項	消費税及び地方消費税について
	3.7.2.	介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金	指摘事項	抵当権の設定確認について
			指摘事項	消費税及び地方消費税について
3.7.3.	老人福祉施設等整備費補助金	指摘事項	消費税及び地方消費税について	
くらしの安全課	3.8.1.	盛岡市防犯協会事業費補助金	指摘事項	補助金交付要領について
			意見	会計・決算報告について
資源循環推進課	3.9.1.	ごみ集積場所等整備事業補助金	意見	ごみ集積場所の設置数について
			意見	補助上限額と補助率の見直しについて
産業振興課	3.10.1.	水田営農特別対策事業費補助金	指摘事項	補助金額の算定根拠について
企業立地雇用課	3.11.1.	(公財)盛岡市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金	指摘事項	補助金対象経費について
	3.11.2.	(公社)盛岡市シルバー人材センター事業費補助金	指摘事項	補助金対象経費について
	3.11.3.	雇用奨励補助金	意見	操業開始日の認識について
	3.11.4.	人財U・Iターン型企业立地促進事業補助金	意見	補助上限額の設定について
意見			補助効果の測定・分析について	
保健予防課	3.12.1.	幼児インフルエンザ予防接種補助金	意見	幼児インフルエンザ予防接種の単価について
健康保険課	3.13.1.	岩手県国保連負担金	意見	一般負担金の算定基準について

担当課	見出し	補助金名	指摘事項・意見	内容
公園みどり課	3.14.1.	公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金	指摘事項	補助金交付要領について
			意見	盛岡市動物公園の存在意義について
市民協働推進課	3.15.1.	盛岡市自治公民館活動等補助金	指摘事項	前会長の不正利用金の旨の記載があった件について
			指摘事項	提出された決算書に「予備費 8,000 円」の記載があった件について
建築住宅課	3.16.1.	生活再建住宅支援事業	指摘事項	建築士の記名押印について
子ども未来課	3.17.1.	私立保育所運営事業補助金	意見	保育補助員費の算定方法について
			意見	保育材料費、備品費、採暖費、給食費及び庁費の算定方法について
	3.17.2.	私立保育所休日保育事業補助金	指摘事項	収支精算書の記載方法について
	3.17.3.	私立保育所延長保育事業補助金	指摘事項	収支精算書の記載方法について
	3.17.4.	私立保育所一時預かり事業補助金	指摘事項	収支精算書の記載方法について
スポーツ推進課	3.18.1.	(公財)盛岡市体育協会運営事業補助金	指摘事項	補助金交付要領について
			意見	事業費補助金への切り替えについて
文化国際室	3.19.1.	(公財)盛岡市文化振興事業団運営費・事業費補助金	指摘事項	補助金交付要領について
			意見	事業費補助金への切り替えについて
			意見	運営費補助金の返還について
商工課	3.20.1.	商工会議所事業補助金	意見	補助対象経費について
			意見	少額補助金について
			意見	上限額による補助金交付について
			意見	補助額の固定化について

担当課	見出し	補助金名	指摘事項・意見	内容
	3.20.2.	(公財)盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金	意見	収益事業等会計への補助金充当について
			意見	事業費補助金への切り替えについて
			意見	補助金の負担割合について
			意見	補助額の固定化について
観光課	3.21.1.	(公財)盛岡観光コンベンション協会事業費補助金	指摘事項	補助金交付要領について
			意見	事業費補助金への切り替えについて
			意見	補助額の固定化について
	3.21.2.	つなぎ温泉観光協会事業補助金	指摘事項	補助金交付要領について
			意見	補助額の固定化について
文化国際室	3.22.1.	(公財)盛岡国際交流協会事業	指摘事項	補助金交付要領について
			意見	賛助会費収入について
消防対策室	3.23.1.	盛岡市消防団員互助会事業運営費補助金	意見	互助会事務局の運営について
			意見	補助金対象経費について

3.1.3.抽出基準

平成26年度当初予算を基準に500万円以上の補助金92件、及び1,000万円以上の負担金16件の計108件を監査対象として下表の通り抽出した。当報告書においては、個別の指摘事項及び意見があったもののみ概要及び結論を記載している。

補助金は全体で293件3,899,234千円のうち92件3,695,246千円(金額比94%)、負担金は386件24,638,360千円のうち16件24,460,532千円(金額比99%)を対象とした。

(1) 補助金

No.	補助金名称	課等の名称	金額(千円)
1	私立幼稚園就園奨励費補助金	子ども未来課	388,508
2	老人福祉施設等整備費補助金	介護保険課	332,500
3	盛岡市私立保育所延長保育事業費補助金	子ども未来課	325,049
4	中央通二丁目地区優良建築物整備事業補助金	市街地整備課	197,200
5	盛岡市社会福祉協議会運営費補助金	地域福祉課	138,841
6	私立保育所整備費補助金((仮称)かど保育園)	子ども未来課	128,795
7	盛岡市商工振興資金保証料補給金	商工課	111,536

No.	補助金名称	課等の名称	金額(千円)
8	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	子ども未来課	106,163
9	(一財) 青い鳥施設建設補助金	障がい福祉課	97,500
10	盛岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金	地域福祉課	94,444
11	軽費老人ホーム事務費助成事業	長寿社会課	90,476
12	(公財) 盛岡市文化振興事業団運営費補助金	文化国際室	89,116
13	盛岡市町内会等公衆街路灯電気料補助金	市民協働推進課	87,353
14	盛岡市私立保育所運営事業費補助金	子ども未来課	78,401
15	耐震対策緊急促進事業補助金	建築指導課	75,000
16	社会福祉法人いきいき牧場施設建設補助金	障がい福祉課	60,000
17	暮らし・にぎわい再生事業補助金	市街地整備課	51,178
18	盛岡市私立保育所発達支援保育事業補助金	子ども未来課	50,262
19	まちなか・おでかけパス事業補助金	交通政策課	49,350
20	(公財) 盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金	商工課	45,000
21	特定不妊治療費補助金	健康推進課	43,488
22	被災住宅補修支援事業(生活再建住宅支援事業)	建築住宅課	37,700
23	まちづくり施設整備事業補助金	市民協働推進課	37,500
24	(公財) 盛岡市体育協会運営事業補助金	スポーツ推進課	36,076
25	(公財) 盛岡観光コンベンション協会事業費補助金	観光課	36,042
26	地域活動支援センターⅢ型運営費補助金	障がい福祉課	35,577
27	八幡町地区優良建築物整備事業補助金	市街地整備課	35,000
28	盛岡市工場等新設拡充奨励事業補助金	商工課	34,186
29	盛岡商工会議所事業費補助金	商工課	33,463
30	被災者住宅再建支援事業(生活再建住宅支援事業)	建築住宅課	30,000
31	幼稚園預かり保育改修事業補助金	子ども未来課	30,000
32	病院群輪番制病院運営費補助金	保健所企画総務課	26,783
33	(公財) 盛岡市文化振興事業団事業費補助金	文化国際室	26,423
34	太陽光発電システム設置費補助金	環境企画課	24,000
35	希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会補助金	国体推進局企画総務課	23,000
36	医療提供体制推進事業費補助金	保健所企画総務課	21,000
37	(公財) 盛岡市動物公園公社運営事業補助金	公園みどり課	20,823
38	盛岡市私立保育所一時預かり事業費補助金	子ども未来課	20,420
39	情報関連企業立地促進事業補助金	企業立地雇用課	20,093
40	盛岡市街灯設置費補助金	市民協働推進課	19,996

No.	補助金名称	課等の名称	金額（千円）
41	地域づくり事業補助金(元気まちづくり補助金)	市民協働推進課	17,400
42	幼児インフルエンザ予防接種補助金	保健予防課	17,239
43	狭あい市道整備促進事業補助金	道路管理課	16,500
44	老人クラブ活動費補助金	長寿社会課	15,696
45	自治会運営費補助金	玉山総合事務所総務課	15,194
46	青年就農給付金	農政課	15,000
47	利用自肅牧草等処理円滑化事業補助金	産業振興課	14,997
48	太田西部地区土地改良総合整備事業補助金	農政課	14,888
49	私立学校振興補助金	教育委員会学務教職員課	14,819
50	国有資産等所在市町村交付金	中央卸売市場	14,066
51	盛岡市私立保育所休日保育事業費補助金	子ども未来課	13,614
52	小児救急医療支援事業費補助金	保健所企画総務課	13,315
53	幼稚園長時間預かり保育運営費補助金	子ども未来課	12,672
54	自治公民館整備事業補助金	市民協働推進課	12,471
55	つなぎ温泉観光協会事業費補助金	観光課	12,467
56	人材U・Iターン型企业立地促進事業補助金	企業立地雇用課	12,000
57	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	介護保険課	11,900
58	盛岡中央市場冷蔵(株)建設費償還補助金	中央卸売市場	11,893
59	盛岡市総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金	地域福祉課	11,000
60	製造業水道料金助成事業補助金	商工課	10,900
61	盛岡市自治公民館活動等補助金	市民協働推進課	10,842
62	浄化槽設置整備事業補助金	給排水課	10,576
63	水田営農特別対策事業費補助金	農政課	10,465
64	介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金	介護保険課	10,000
65	(公財)盛岡市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金	企業立地雇用課	9,700
66	盛岡市医師会附属看護学院運営費補助金	保健所企画総務課	9,500
67	(公社)盛岡市シルバー人材センター事業費補助金	企業立地雇用課	9,500
68	経営所得安定対策推進事業費補助金	農政課	8,948
69	盛岡市消防団員互助会事業運営費補助金	消防対策室	8,522
70	市道路線認定事務費補助金	道路管理課	8,302
71	経営体育成支援事業費補助金	産業振興課	8,114

No.	補助金名称	課等の名称	金額（千円）
72	母親クラブ活動育成費補助金	子ども未来課	7,182
73	盛岡市私立保育所等産休等代替職員費補助金	子ども未来課	7,104
74	まちづくり活動支援事業費補助金	市民協働推進課	7,000
75	農業用施設等維持改良事業補助金	農政課	6,763
76	水田営農特別対策事業費補助金	産業振興課	6,300
77	環境保全型農業直接支払交付金	農政課	6,002
78	社会福祉法人利用者負担軽減事業費補助金	介護保険課	6,000
79	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金	農政課	6,000
80	木造住宅耐震改修支援事業補助金	建築指導課	6,000
81	中学校総合体育大会(県・東北・全国)派遣事業費補助金	教育委員会学校教育課	5,891
82	東日本大震災被災企業工場等新設支援事業補助金	商工課	5,888
83	盛岡市防犯協会事業費補助金	くらしの安全課	5,839
84	市道路線認定促進事業補助金	道路管理課	5,775
85	フラワーバスケット設置費補助金	公園みどり課	5,606
86	耕作者集積・経営転換・地域集積協力金	産業振興課	5,600
87	都南あけぼの荘建設借入金償還補助金	介護保険課	5,437
88	ごみ集積場所等整備事業補助金	資源循環推進課	5,422
89	くろいしの保育園民営化移行補助金	子ども未来課	5,362
90	特別養護老人ホームすずらんガーデン建設借入金償還補助金	介護保険課	5,333
91	(公財)盛岡国際交流協会事業費補助金	文化国際室	5,000
92	雇用奨励補助金	企業立地雇用課	5,000

(2) 負担金

No.	負担金名称	課等の名称	金額（千円）
1	居宅介護サービス給付費等負担金（1項分）	介護保険課	18,736,133
2	後期高齢者支援金等	健康保険課	3,468,777
3	特定入所者介護サービス費等負担金（6項分）	介護保険課	803,252
4	介護予防サービス給付費等負担金（2項分）	介護保険課	740,548
5	高額介護サービス費等負担金（4項分）	介護保険課	384,495
6	出産育児一時金負担金	健康保険課	113,400
7	高額医療合算介護サービス費等負担金（5項分）	介護保険課	44,741
8	岩手県国保連負担金	健康保険課	34,922

No.	負担金名称	課等の名称	金額（千円）
9	農地・水保全管理支払交付金事業負担金	農政課	23,831
10	市町村医師養成事業市町村負担金	保健所企画総務課	22,340
11	派遣指導主事給与費負担金	教育委員会学校教育課	19,817
12	盛岡さんさ踊り実行委員会負担金	観光課	14,500
13	盛岡南部地区土地改良事業促進協議会負担金	農政課	14,434
14	日本スポーツ振興センター災害共済負担金	教育委員会学校教育課	13,852
15	葬祭給付費負担金	健康保険課	12,900
16	岩手県防災ヘリコプター連絡協議会負担金	危機管理防災課	12,590

3.2.学校教育課

3.2.1.中学校総合体育大会（県・東北・全国）派遣事業費補助金

（1）概要

中学校総合体育大会（県・東北・全国）派遣事業費補助金は、中学校総合体育大会に盛岡市代表選手派遣事業を行う場合に要する経費に対して補助金を交付している。補助の対象は、中学校総合体育大会盛岡市代表選手派遣事業を行う場合に要する経費で交通費及び宿泊料としている。

補助金の基準は、県大会の場合は、盛岡市内を会場とする競技を除き、鉄道賃又はバス賃実績の10分の6.1に相当する額。宿泊料は、行程片道40km以上の場合で宿泊費協定料金の10分の6.1に相当する額を基準として1泊目はその額、2泊目からは2分の1の額とし、2泊以内で前泊は対象外としている。尚、東北大会及び全国大会は県大会と同じ補助基準で、宿泊は3泊以内としており、交通費は全国大会では対象外。宿泊費協定料金とは、大会主催者が用意した宿泊施設における基本料金である。

当該補助金は、盛岡市中学校体育連盟（以下：中体連）と補助金交付契約書を締結して行われるものであるが、実際の費用負担者は各学校のPTA等である。つまり、当該補助金は単なる交付業務の代行である。

盛岡市では、中体連が作成した事業実績書及び収支精算書を精査し、補助金の適切な執行を確認している。

補助金の申請及び支払に際しての学校、中体連、及び盛岡市における処理の流れは以下の通りである。

【学校】

大会開催時点では補助金は支給されていないため、PTA活動費で派遣費を支出して大会に参加している。大会参加後、学校から中体連へ結果報告を行い、派遣費補助金が入った場合は、その時点でPTA活動費に繰入する。尚、補助対象者は出場した選手に限られ、選手以外の部員は対象外となる。

【中体連】

各学校から報告された実績に基づき、盛岡市からの補助金入金後、口座振込と直接学校関係者への手渡しで、学校単位で配分している。尚、全ての学校から、学校の公印をついた受領書を入手している。

【盛岡市】

関連する最後の大会が終了した後、中体連が作成する事業実績書及び収支精算書とともに請求書がくる。内容を精査し、中体連の口座に振込を行う。

(2) 結論

①PTA 等に対する補助の確認について（指摘事項）

盛岡市では、中体連が作成した事業実績書及び収支精算書により、補助金の適切な執行を確認しているが、当該収支精算書には振込先である学校名と金額が記載してあるだけである。

盛岡市は補助金交付業務の代行者である中体連が補助対象者に対して適正額を支出していることを確認する必要があるが、各学校の PTA 等に適切に補助金が支払われていることまで確認できていない。

中体連は当該補助金の支払を代行しているのであるから、盛岡市では PTA 活動費からの支出と補助金の繰入状況を確認できる資料等を補助対象者である各学校の PTA 等から入手し、実際に各学校の PTA 等に対して補助されていることを確認する必要がある。

3.3.農政課

3.3.1.いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金

(1) 概要

盛岡市農業担い手支援総合対策事業補助金交付要綱

目的

第 1 農業の振興を図るため、農業協同組合等、3戸以上の農家で組織された団体（代表者並びに組織及び運営に関する規約を定めているものをいう。以下同じ。）、認定農業者及び認定新規就農者が、地域の実情に応じて農業の担い手の経営基盤を強化するとともに、生産から流通に至る各種の条件整備のための事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第 3 第 1 に規定する経費は、別表第 1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる

経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に定めるとおりとする。

事業	経費	補助額
基盤整備事業	<p>いわて地域農業マスタープラン実践支援事業実施要領（平成25年4月3日付け農振第7号）第3第1号に規定する担い手育成型事業又は同要領第3第2号に規定する産地拡大型（園芸産地拡大及び畜産地域連携拡大）事業の事業実施主体が、次に掲げる整備等を行う場合に要する経費とする。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>当該経費の3分の2に相当する額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げた額とする。</p>
生産管理用機械整備事業	<p>担い手育成型又は産地拡大型事業実施主体が、次に掲げる機械等の整備に要する経費とする。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>当該経費の2分の1（経営基盤強化志向の集落営農組織が事業実施主体となる場合は、当該経費の10分の3）に相当する額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げた額とする。</p>
生産施設整備事業	<p>担い手育成型又は産地拡大型事業実施主体が、次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。</p> <p>（1）育苗施設 （2）乾燥調製施設 （3）簡易ビニールハウス及び附属設備（整備面積は、1農家当たり1,000平方メートル以下とする。ただし、生産団地を整備する場合にあっては、附属設備は、既存の施設にも設置できるものとする。）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>当該経費の2分の1（経営基盤強化志向の集落営農組織が事業実施主体となる場合は、当該経費の10分の3）に相当する額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げた額とする。</p>
雇用活用園芸産地育成事業	<p>いわて地域農業マスタープラン実践支援事業実施要領第3第3号に規定する雇用活用園芸産地育成型事業の事業実施主体が、簡易ビニールハウス及び附属設備（対象作目ごとの整備面積が1受益者当たり1,000平方メートルを超え、かつ、整備に伴い1受益者の対象作目ごとの作付面積が5,000平方メートル以上となるものに限</p>	<p>当該経費の2分の1に相当する額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げた額とする。</p>

	る。)の整備に要する経費とする。 (以下省略)	
流通・加工処理 機械施設整備 事業	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業実施要領第3第4号に規定する6次産業型事業の事業実施主体が、6次産業化に必要な流通・加工機械施設の整備に要する経費とする。	当該経費の2分の1に相当する額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げた額とする。

岩手県では、平成24年2月に策定した「いわて県民計画第2期アクションプラン」において、集落における話し合いにより担い手や地域農業のあり方を明確にする「地域農業マスタープラン」の作成とその実践活動を支援することとし、「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」により、地域農業マスタープラン等の実現に向け、認定農業者及び青年農業者の育成・確保、集落営農組織の経営の複合化・多角化及びその基盤強化、園芸・畜産等の産地拡大、大規模施設園芸団地の緊急的な整備、地域資源を活用した6次産業化の促進など、生産から流通までの条件整備を支援している。

当該事業に伴い、盛岡市でも「盛岡市農業担い手支援総合対策事業補助金交付要綱」を作成し、以下の事業主体に対し、該当する補助率で補助を実施している。

■事業主体

農業協同組合等 農業協同組合，全国農業協同組合連合会岩手県本部，土地改良区，公社（地方公共団体等が出資している法人），農事組合法人，認定農業者である法人，認定農業者を含む法人，担い手が組織する団体，農業参入企業（地域の農業者と連携する計画を有し，農業経営に取り組む企業をいう。）及び集落営農組織

■補助率

- (1) 機械・施設の整備 県 1/3、市町村 1/6 又は 県 1/5、市町村 1/10
- (2) 基盤整備 県 1/2、市町村 1/6

■消費税等相当額への対応

盛岡市では、補助金交付決定通知書において補助金に係る消費税等仕入控除税額が発生する場合には、事業主体に消費税等仕入控除税額報告書の作成を課している。尚、補助金に係る消費税等仕入税額控除が生じない場合には報告書の作成は不要としている。

平成26年度の実施状況

盛岡北園芸生産組合に対しパイプハウス5棟に係る経費の2分の1である3,018,600円

を県の補助金と合算して給付している。盛岡北園芸生産組合の組合員は全て個人事業者で、4戸5人である。当該組合員はすべて認定農業者又は認定新規就農者であり、盛岡市に農業経営改善計画等が提出されている。認定農業者は、5年後の利益が550万円以上、認定新規就農者は5年後の利益が250万円以上、年間労働時間が1,200時間以上となる計画を作成している。提出された計画では、売り上げが1,000万円超5,000万円未満が主であった。

当該補助金の申請が可能な個人や法人は小規模に限定されているため、補助金の申請を行っている個人や法人は、免税事業者や簡易課税の申告者である可能性が高く、補助金に係る消費税等仕入控除税額は発生しないことが多いと想定されている。

任意組合と人格のない社団について

生産組合は、中小生産者が生産手段の購入、生産物の加工・販売などを協同して行う組合である。このような組合は運営実態等に基づき、税務上「任意組合」か「人格のない社団」に分けられる。任意組合と人格のない社団では、課税上の取扱いが異なり、構成員への利益配分や税務申告の方法が異なる。

《任意組合の場合》

任意組合は、民法に基づく組合で、複数の当事者が出資して共同事業を営む組織である。税務上、任意組合の利益は構成員に配分し、構成員が自分の事業と合わせて税務申告を行うことになる。

税務上の任意組合等とは、民法に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律に規定する有限責任事業組合契約により成立する組合並びに外国におけるこれらに類するものをいう。

これらの任意組合等は、組合員同士の一種の契約関係であっていずれも法人格を有さず、法人税法上法人とみなされる人格のない社団等としての社団性や財団性を有するものではないことから、それ自体は納税義務の主体とはならない。

また、任意組合等においては、組合財産は組合員の共有(合有)に属していることに加え、損益分配割合の定め(その定めがない場合には出資割合)があることから組合収益の増加が各組合員の収益の増加として認識されること、さらに、各組合員は組合債務に対し直接責任を負うものとされていることなどから、組合事業から生ずる利益等は、各組合員に直接帰属することになる。そこで、任意組合等にあつては、税務上、各組合員(構成員)を直接納税義務者とするいわゆる構成員課税の適用を前提に、その組合事業から生ずる利益金額又は損失金額については、帰属主体たる各組合員に直接帰属することになる。

法人や個人事業主が組合員となっている組合事業に係る帰属損益額は、その組合員たる法人や個人事業主に係る分配割合(組合契約により定める損益分配の割合又は民法第674

条、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 16 条及び有限責任事業組合契約に関する法律第 33 条の規定による損益分配の割合をいう。) に応じて計算されることになる。つまり、組合事業から生ずる利益金額又は損失金額については各組合員に直接帰属することから、組合員の帰属損益額は、原則として、組合事業の資産、負債、収益及び費用のすべてについて自己の分配割合により計算される額を自己の資産、負債、収益及び費用として認識する方法である総額方式により計算することになる。

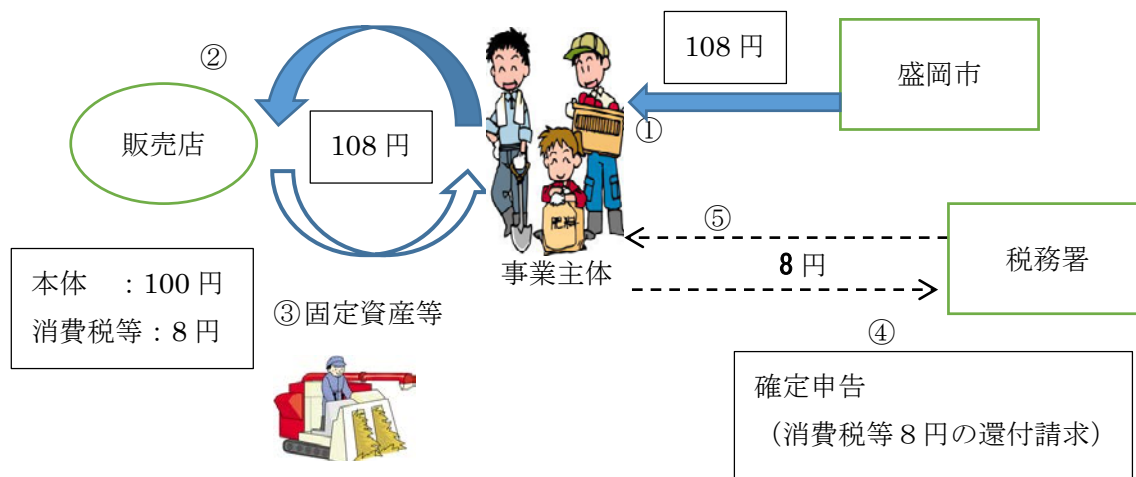
《人格のない社団の場合》

人格のない社団は、法人格を有しないが、法人に準じた組織として、税務上は法人と同等に扱われる。

消費税相当額の返還について

施設や設備等の固定資産を購入する場合などには、購入の際に消費税及び地方消費税（以下：消費税等）がかかっている。盛岡市の補助金は、この消費税等を含んだ額を交付している。ところが、固定資産等の購入の際にかかった消費税等は、確定申告によって納付すべき税額から減額して計算される。

【図解】



- ① 盛岡市から補助金 108 円（消費税込み）を交付する。
- ② 事業主体は販売店に代金 108 円（消費税込み）を支払う。
- ③ 事業主体は固定資産等入手する。
- ④ 事業主体は確定申告を行い、消費税分 8 円の還付請求を行う。
- ⑤ 消費税分 8 円が税務署から還付される。

補助金と消費税の関係について

補助金としては、図解③で、固定資産等を買う費用を助成するという目的が達成される。しかし、図解④の確定申告を行うと、図解⑤のように購入に要した費用のうち、消費税等が事業主体に還付されるため、実際の購入に要した費用（図解③購入金額合計 108 円－図解⑤仕入控除税額 8 円＝実質 100 円）が、盛岡市から補助金を受領した金額（図解①108 円）を下回ることになる。

そこで、事業主体の手元に残っている消費税等相当額を盛岡市に返還してもらう必要が生じる。

簡易課税制度について

消費税の納付税額は、通常は次のように計算する。

$$\text{課税売上等に係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

しかし、その課税期間の前々年又は前々事業年度（以下「基準期間」という。）の課税売上高が 5,000 万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を原則として課税期間の開始の日の前日までに提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行う簡易課税制度の適用を受けることができる。

この制度は、仕入控除税額を課税売上高に対する税額の一定割合とするもので、この一定割合をみなし仕入率といい、農業者は 70%のみなし仕入率を適用する。

この場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額は発生しない。

（2）結論

①消費税及び地方消費税について（指摘事項）

補助の相手先が消費税の課税事業者であれば、消費税等仕入控除税額報告書の記入が必要になる場合がある。今回のケースでは、盛岡北園芸生産組合がパイプハウスを購入することに対する補助であるため、直接の補助金給付先である盛岡北園芸生産組合の収入がないことをもって、消費税の非課税事業者と理解し、消費税等仕入控除税額報告書を入手していなかった。

本来であれば、消費税等仕入控除税額報告書は、その組合員のそれぞれが消費税の課税事業者か免税事業者かで記入内容が異なるものであるから、各々から入手すべきである。現状では、補助対象者の事業規模が小さいため、簡易課税の届出をしていれば、補助金に係る消費税等仕入控除税額は発生しない。しかし、そのような届出を行っていない場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が発生することが考えられるため、事業者に対する確認が必要である。また今後、消費税率が 10%となる見込みであり、消費税等相当額に係る重要性が増すことから、任意組合に対する施設設備の補助が行われる場合は、十分注意した対応

が必要である。

さらに、補助金に係る消費税等相当額の返還が生じない場合も、返還の有無の判断に係る網羅性を担保するため、全ての補助対象者から消費税等仕入控除税額報告書を入手する、あるいは、決算書や消費税課税事業者届出書の確認をするなどの対応を図るべきである。

3.4.長寿社会課

3.4.1.軽費老人ホーム事務費助成事業

(1) 概要

軽費老人ホーム事務費助成事業の目的及び対象経費・金額は以下の通りである。

盛岡市軽費老人ホーム事務費補助金交付要領

目的

軽費老人ホームの円滑な運営を図るため、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年盛岡市規則第 27 号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第 1 に規定する経費は、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年条例第 61 号）第 16 条第 1 項第 1 号及び附則第 22 項第 1 号に規定する「サービスの提供に要する費用」（以下「事務費」という。）の一部を減免した場合における当該減免した経費とし、これに対する補助額は、事務費実支出額と軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号。以下「利用料等に係る指針」という。）に基づき算定した事務費（以下「事務費基準額」という。）の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費実徴収額（その額が「利用料等に係る指針」に定める本人からの徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）を控除して得た額とする。

盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

第 16 条

軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号に掲げる費用を除く。）
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選択する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活におい

でも通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

附則第 22 項（軽費老人ホーム A 型の利用料の受領）

軽費老人ホーム A 型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居室に係る光熱水費
- (4) 入所者が選択する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について

軽費老人ホーム利用料等取扱基準

2 サービスの提供に要する費用

(1) 省略

(2) サービスの提供に要する費用（月額）は別表 I-1 のサービスの提供に要する基本額（月額）に各種加算額等を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用（月額）から、別表 II-1 の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(3) 各種加算等

ア 寒冷地加算

省略

イ ボイラー技士雇上費

省略

ウ 事務用冬季採暖費

省略

エ 入所者処遇特別加算

省略

オ 単身赴任手当加算

省略

カ 施設機能強化推進費

省略

キ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知という社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額（月額）」、「寒冷地加算」、「ボイラー技士雇上費」、「事務用冬季採暖費」、「入所者処遇特別加算」、「単身赴任手当加算」、「施設機能強化推進費」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切り捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

ク 降灰除去費

省略

ケ 除雪費

省略

平成26年度においては、下表の法人・施設に対し以下の通り、軽費老人ホーム事務費補助金が交付されている。

法人・施設名	補助金
(社福) 土淵朗親会 ケアハウスおでんせ	25,840,034円
(社福) 麗沢会 ケアハウス麗沢	23,802,224円
(社福) 麗沢会 軽費老人ホームケアガーデン高松公園	10,517,358円
(社福) 盛岡山王会 ケアハウス盛岡	24,624,159円

補助金の交付金額は、事務費実支出額又は事務費基準額のいずれか少ない方から事務費本人徴収額を控除して算定されることになるが、以下の通り、いずれの法人・施設についても事務費実支出額より事務費基準額の方が少ない状況であった。

法人・施設名	事務費実支出額	事務費基準額
(社福) 土淵朗親会 ケアハウスおでんせ	45,759,000円	43,227,734円
(社福) 麗沢会 ケアハウス麗沢	84,857,122円 一般 84,857,122円 特定 未記入	37,410,324円 一般 28,692,180円 特定 8,718,144円
(社福) 麗沢会 軽費老人ホームケアガーデン高松公園	52,274,352円	26,237,358円
(社福) 盛岡山王会 ケアハウス盛岡	40,812,995円	31,962,159円

事務費実支出額は「軽費老人ホーム事務費補助金所要額内訳書」により求められ、補助対象経費は上述の通りサービスの提供に要する費用（事務費）であるが、上表の事務費実支出額は収支計算書における事務費と人件費を集計したものである。

(2) 結論

①サービスの提供に要する費用（事務費）について（指摘事項）

サービスの提供に要する費用（事務費）については、どのような科目が対象経費となるか具体的には定められていないが、実態としては各法人の収支計算書の事務費及び人件費が集計され、事業費についてはすべて補助対象外経費とされている。これはサービスの提供に要する費用（事務費）と、収支計算書の「事務費」とを同一と解釈していること、「盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」において「サービスの提供に要する費用」のほかに、「生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）」や「居室に係る光熱水費」が別項目として規定されていることからと推定される。

補助対象経費については、本来であれば、収支計算書における事業費・事務費・人件費の中からサービスの提供に要する費用を抜き出して集計するものであり、単純に収支計算書の事務費・人件費の集計とならないように集計作業を行う必要がある。

また、社会福祉法人麗沢会（ケアハウス特定施設）について事務費支出額が集計されていない。補助金の交付金金額は、事務費実支出額又は事務費基準額のいずれか少ない方から事務費本人徴収額を控除して算定されることから、一般施設と特定施設とを区分して集計すべきである。

② 民間施設給与等改善費加算率について（指摘事項）

民間施設給与等改善費加算率は、「民間施設給与等改善費基本分算定調書」により職員一人当たりの平均勤続年数に基づき計算される。社会福祉法人麗沢会（ケアハウス麗沢）では、計算の結果「1施設当たり職員平均勤続年数」は11年8月となっており6か月以上の端数を1年とすると12年となり民間施設給与等改善費加算率15%を適用すべきであったが、6か月以上の端数を1年とせず11年とし民間施設給与等改善費加算率13%を適用している。結果として、本来であれば事務費基準額が29,200,248円となるところが28,692,180円となり、508,068円の補助金不足となっていることから、補助金の精算を再度行うべきである。

また、職員数の記載が単純間違いにより7名になっているが5名とすべきである。

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A 階級	14年以上	16%	14%	2%
B 階級	12年以上 14年未満	15%	13%	2%
C 階級	10年以上 12年未満	13%	11%	2%
D 階級	8年以上 10年未満	11%	9%	2%
E 階級	6年以上 8年未満	9%	7%	2%
F 階級	4年以上 6年未満	7%	5%	2%
G 階級	2年以上 4年未満	5%	3%	2%

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
H 階級	2 年未満	3%	1%	2%

施設名				施設所在地			備考
施設の区分	A・B・C・D・E・F・G・H			認定年月日	年月日		
年数等区分 氏名	現に勤続する施設の状況			その他の社会福祉施設における勤続年数 c	1 施設当たり職員総勤続年数 b+c d	1 施設当たり職員平均勤続年数 d/a e	
	職員数 a	職種	勤続年数 b				
省略	人	省略	9 年 0 月 5 年 11 月 2 年 9 月 1 年 5 月 7 年 0 月	7 年 0 月 4 年 0 月 0 年 0 月 12 年 7 月 9 年 5 月	16 年 0 月 9 年 11 月 2 年 9 月 14 年 0 月 16 年 5 月		
計	7→5		26 年 1 月	33 年 0 月	59 年 1 月	11 年 8 月→12 年	

3.4.2.老人クラブ活動費補助金

(1) 概要

老人クラブ活動費補助金の目的及び対象経費・金額は以下の通りである。

盛岡市老人クラブ活動費補助金交付要綱
<p>目的</p> <p>老人の老後の生活を健全で豊かなものとし、老人の福祉の増進をはかるため、老人クラブの行う生きがいがづくり活動、健康づくり活動及び地域づくり活動（以下「老人クラブ活動」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。</p>
<p>補助金の交付の対象及び補助額</p> <p>老人クラブの活動に要する賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とし、これに対する補助額は、当該経費と会員数 30 人までの老人クラブにあつては 4 万 9,900 円、会員数 30 人を超え 50 人までの老人クラブにあつては 5 万 1,100 円、会員数 50 人を超える老人クラブにあつては 5 万 9,200 円に当該超える会員数 10 人までごとに 4,500 円を加算して得た額とを比較していずれか低い額以内の額とする。</p>

老人クラブ等事業運営要綱
1 組織について

(1) 老人クラブ

ア会員

(ア)年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

(イ)老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織するものとする。

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

イ会員の規模

おおむね30人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合には、この限りではない。

ウ役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことが出来るものとする。

盛岡市における老人クラブは246クラブ、会員数は13,967名である。平成26年度においては15,308,100円の補助金が交付されている。

単純計算では1クラブ当たり会員数は平均56名、50名以上の老人クラブは143クラブである。また、1クラブ当たり平均62,228円、1人当たり平均1,096円の補助金を交付している計算となる。最も規模の大きい老人クラブは松園一丁目熟年クラブの196名、最も規模の小さい老人クラブは元好摩老人クラブ11名であり規模はまちまちであり格差も大きい。

(2) 結論

①領収書等の根拠資料のチェックについて (意見)

補助金を交付するに当たっては補助対象経費の妥当性、正確性を確かめ、書き間違いなどの誤謬や架空経費などの不正を防止発見することが必要であるが、老人クラブ活動費補助金については収支精算書を入手するのみで終了し、領収書等の根拠資料の確認が事務作業として含まれていない。老人クラブのクラブ数を勘案すると全てをチェックすることは現実的ではないが、収支計算書の吟味と合わせて、少なくとも数件のサンプル抽出により補助対象経費の妥当性、正確性などを確認することが望ましい。

②補助金を上回る繰越金について (意見)

老人クラブの内いくつかでは、補助金収入を上回る繰越金を有しているクラブが存在している。補助金を規程に基づき支給することについては、補助金の公平性の観点からは問題はないが、必要性のない補助金の交付は行うべきではない。単純に繰越金が補助金を上回っ

ているからといって補助金が必要でないということとはできないが、繰越金が豊富な老人クラブについては補助金を上回っている繰越金について合理的な理由があるかを確認する必要がある。支出のなかに積立金などが含まれている場合には繰越金と分ける必要性やその残高についても確認が必要である。また、要綱で補助金交付要件を定め、補助金交付の必要性の有無及び補助金減額の検討をする規定・手続を設けるべきである。

(参考：サンプル)

肴町寿朗会

補助金 64,900 円

繰越金 160,992 円

館向町長寿会

補助金 96,400 円

繰越金 84,837 円

支出の中の積立金 30,000 円

③老人クラブの規模について (意見)

厚生労働省が定める「老人クラブ等事業運営要綱」では、会員の規模は概ね 30 人以上とされ、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合にはこの限りではないとされている。会員規模の小さい老人クラブに対しての補助金交付に当たっては、補助金の公益性・平等性について課題となるところであるが、盛岡市においては、明文規定はないが運用上、岩手県の基準を利用し老人クラブ連合会に所属している 11 名以上の老人クラブに対し補助金を交付している。補助金の負担割合は 3 分の 2 が盛岡市、残りの 3 分の 1 を国が負担する仕組みとなっている。独自性を持たせることは可能であるものの、会員数の最大規模の老人クラブと最小規模の老人クラブを比較すると、1 人当たり補助金の金額について 7 倍の格差があることから、公益性・平等性の観点から補助対象となる老人クラブの範囲を検討した上で要綱に規定し、規模の小さい老人クラブに対して補助金を交付する場合には特別の事情があることを明確にするべきである。

(30 名未満の老人クラブ)

八幡第一福寿会 22 名	福仙会 15 名	小袋老人クラブ 20 名
五月会 20 名	岩脇寿会 27 名	芋田向 1 福重会 25 名
清水町老人クラブ喜楽会 24 名	上通り百盛会 19 名	好摩東長寿会 24 名
	上永井友愛クラブ 24 名	前田老人クラブ 20 名
南青山町青和会 29 名	大ヶ生桂会 23 名	永寿会 25 名
東緑が丘寿会 26 名	東山ひふみ会 29 名	元好摩老人クラブ 11 名
百花会 23 名	東安庭クラブ 23 名	釘の平老人クラブ 23 名
あじさいクラブ 12 名	和野さわやか学級 24 名	川又万寿会 26 名
材木町松寿会 22 名	津志田町資源の会 16 名	

(会員数の最大・最小規模の老人クラブの比較)

老人クラブ名	会員数	補助金	1人当たり補助金
松園一丁目熟年クラブ	196名	127,900円	652円
元好摩老人クラブ	11名	51,100円	4,645円

3.5.障がい福祉課

3.5.1. (一財) 青い鳥施設建設補助金

(1) 概要

(一財) 青い鳥施設建設補助金の目的及び対象経費・金額は以下の通りである。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

交付の目的

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

交付の対象

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

施設の種類	設置根拠等	設置者	補助根拠等	補助者	県補助率	国庫補助率
(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

交付の条件

8 (5) キ補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

補助事業者	施設名	施設種別	補助金
(一財) 青い鳥	コーセイ工場	就労継続支援 A 型	国 58,000,000 円 市 29,500,000 円 計 87,500,000 円

(2) 結論

①消費税及び地方消費税について (指摘事項)

(一財) 青い鳥は消費税の課税事業者であることから、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により取得した施設に係る仕入控除税額について「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の報告を受ける必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

②抵当権の設定確認について (指摘事項)

担保権の設定に当たっては市長の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿 (全部事項証明書) を入手し担保権の設定状況を確認する必要がある。

3.5.2. (社福) いきいき牧場施設建設補助金

(1) 概要

社会福祉法人いきいき牧場施設建設補助金の目的及び対象経費・金額は以下の通りである。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

交付の目的

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (以下第2において「整備費補助金」という。) は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「児童福祉法」(昭和22年法律第16

4号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

交付の対象

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

施設の種類	設置根拠等	設置者	補助根拠等	補助者	県補助率	国庫補助率
(4)居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

交付の条件

8(5)キ

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

8(5)コ

間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

8(5)シ

間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、

適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

補助事業者	施設名	施設種別	補助金
(社福) いきいき牧場	クローバーの家	共同生活援助	14,893,000円
(社福) いきいき牧場	クローバーの家	放課後等デイサービス	19,315,000円

(2) 結論

①指名競争入札について (指摘事項)

補助金による施設整備に当たっては一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないが、指名競争入札は実施されているものの、指名業者は敷地の購入先である(株)AD.MAXの1社のみで、形式上は指名競争入札であっても実態としては1社随意契約に近い方法となっている。補助事業者に対しては競争入札の趣旨を十分に理解させ、補助金交付の適正性を損なうことのないよう改善が必要である。

②抵当権の設定確認について (指摘事項)

担保権の設定に当たっては市長の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿(全部事項証明書)を入手し担保権の設定状況を確認する必要がある。

③消費税及び地方消費税について (指摘事項)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

3.5.3.地域活動支援センターⅢ型運営費補助金

(1) 概要

盛岡市地域活動支援センターⅢ型運営費補助金交付要領

目的

第1 この要領は、一般企業での就労が困難な在宅の障害者等の自立の促進を図るため、社会福祉法人等が設置する地域活動支援センターⅢ型の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で、この要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第3 第1に規定する経費は、別表第1の対象経費の項に規定する経費とし、これに対する補助額は、同表の補助基準額の項に規定する方法により算出した額又は同表の対象経費の項に規定する経費の実支出額の合算額から同表の寄附金その他の収入額の項に規定する収入額の合算額を減じた額のいずれか低い額に基準日（各年度の4月1日（年度の途中にセンターⅢ型の運営を開始した場合にあっては、当該開始した日）をいう。以下同じ。）における市の区域内に住所を有する障害者等のセンターⅢ型の利用者数を当該センターⅢ型の総利用者数（以下「基準日利用者数」という。）で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

別表第1

<p>補助基準額 (基礎的事業)</p>	<p>就労型</p>	<p>次の(1)から(4)までの規定により算出した額の合算額</p> <p>(1) 4,900円に基準日利用者数を乗じて得た額に当該年度においてセンターⅢ型を運営した月数（月の途中にセンターⅢ型の運営を開始した場合にあっては、その月を1月とする。以下「稼動月数」という。）を乗じて得た額</p> <p>(2) 15万9,400円に基準職員数（センターⅢ型が雇用している指導員の数又は基準日利用者数が、5人以上8人未満の場合にあっては1人、8人以上16人未満の場合にあっては2人、16人以上の場合にあっては3人のいずれか低い数をいう。）を乗じて得た額に稼動月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 9万3,600円に基準職員数（基準日重度知的障害者が、3人以上7人未満にあっては1人、7人以上の場合にあっては2人をいう。）を乗じて得た額に稼動月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 9万3,600円に基準職員数（基準日重症心身障害者数が、2人以上4人未満の場合にあっては1人、4人以上の場合にあっては2人をいう。）を乗じて得た額に稼動月数を乗じて得た額</p>
--------------------------	------------	--

(地域交流・連携事業) (機能強化事業)	重度知的障害者型	9万3,600円に基準職員数（基準日利用者数が、3人以上7人未満の場合にあつては2人、7人以上の場合にあつては3人をいう。）を乗じて得た額に稼働月数を乗じて得た額
	重症心身障害者型	9万3,600円に基準職員数（基準日利用者数が、2人以上4人未満の場合にあつては2人、4人以上の場合にあつては3人をいう。）を乗じて得た額に稼働月数を乗じて得た額
		当年度において、地域交流・連携活動に要する経費として年額36万円を上限とする。ただし、稼働月数とする。
		基準日利用者数が8人以上とし、職員体制が基礎的事業以上の体制での運営に要する経費として年額150万円を上限とする。ただし、稼働月数とする。
対象経費	職員に対する給料、諸手当及び共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費並びに備品購入費	
寄附金その他の収入額	寄附金並びに当該事業所を対象として交付された国、県及び市の補助金（この要領による補助金を除く。）	

備考

- この表において「就労型」とは、重度知的障害者型及び重症心身障害者型のセンターⅢ型以外のセンターⅢ型で、1日概ね5人以上の障害者を対象として週概ね5日以上運営されるものをいう。
- この表において「重度知的障害者型」とは、1日3人以上の重度知的障害者（療育手帳に記載されている障害の程度がAである者をいう。）を対象として週2日程度運営されるセンターをいう。
- この表において「重症心身障害者型」とは、1日2人以上の重症心身障害者（療育手帳に記載されている障害の程度がAである者で身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級であるものをいう。）を対象として週2日程度運営されるセンターをいう。

地域活動支援センターについては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より「地域生活支援事業実施要綱」が通知されⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型に区分されている。

事業形態区分	事業内容
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対す

事業形態区分	事業内容
	る理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
地域活動支援センターⅢ型	(ア) 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。 (イ) このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

平成26年度においては、下表の通り、地域活動支援センターⅢ型運営費補助金が交付されている。

法人名	区分	補助金	実支出額
(一社) 夢現舎 ほのぼのホーム	就労型	基礎的事業 4,296,000 円 地域交流・連携事業 360,000 円 機能強化事業 1,500,000 円 計 6,156,000 円	7,119,564 円
身障者企業組合 夢 IT 工房	就労型	基礎的事業 4,296,000 円 地域交流・連携事業 360,000 円 機能強化事業 1,500,000 円 計 6,156,000 円	9,487,627 円
(特活) WaiWai- ぐるんば	就労型	基礎的事業 5,478,000 円 地域交流・連携事業 360,000 円 機能強化事業 1,500,000 円 計 7,338,000 円	8,244,736 円
(特活) 精神保 健を考えるいわ ての会	就労型	基礎的事業 6,679,200 円 地域交流・連携事業 360,000 円 機能強化事業 1,500,000 円 計 8,539,000 円	12,222,059 円
(特活) ナチュ ラルワークス		基礎的事業 4,296,000 円 地域交流・連携事業 360,000 円 機能強化事業 1,500,000 円 計 6,156,000 円	6,500,096 円

(2) 結論

①補助基準額の算定について (指摘事項)

補助基準額のうち地域交流・連携事業に係る補助額については、要領別表1において活動に要する経費として36万円を上限とすると規定されている。経費の内訳については「地域交流・連携事業計画書」及び「地域交流・連携事業実績書」が提出されているが、いずれの法人も36万円を要する経費としている。経費の内容としては祭り町内会費、参加費、地域活動支援センター開放事業、運動会などが計上されている。これらの経費については、実支出額の確認がされていないことから、補助上限の36万円ではなく実支出予定額を記載することを求めるとともに、町内会費などについては地域交流・連携事業活動として計上すべき経費であるかどうかの吟味し、実支出額の確認も行うべきである。

②経費の実支出額等の把握について (指摘事項)

補助額については、補助基準額と経費の実支出額から寄附金その他の収入額を減じた額のいずれか低い額とされている。ここにおける経費は「職員に対する給料、諸手当及び共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費並びに備品購入費」、また、寄附金その他の収入は「寄附金並びに当該事業所を対象として交付された国、県及び市の補助金(この要領による補助金を除く。)」と要領で規定されている。補助額については収支精算書をもって精算をしているが、経費の実支出額については法人の収入を限度にし、収支がマイナスにならないように記載されている。また、法人の決算書上の勘定科目との対応関係も明確でない。加えて、寄附金その他の収入額についても決算書の金額と一致していない場合がある。法人によっては収益事業を営んでいる場合もあり、補助対象事業の経費と収益事業の経費とを区分する必要があるが、区分された決算書の入手がされておらず経費の実支出額等の把握が不十分となっている。正確な実支出額等の把握と、担当者以外の第三者視点も鑑みて、補助額の精算手続についての精度向上を図る必要がある。

不一致の例

法人名	収支精算書	決算書
(特活) WaiWai-ぐるんぱ	補助金 7,338,000 円	補助金 8,671,270 円
(特活) 精神保健を考える いわての会	寄附金 (記載なし) 0 円 受取負担金 (記載なし) 0 円	寄附金 130,000 円 受取負担金 148,600 円

3.6.地域福祉課

3.6.1.盛岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金

(1) 概要

目的

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の円滑な運営を図るた

め、事業団の事務局の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和 48 年条例第 9 号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和 48 年規則第 42 号。以下「規則」という。）並びにこの要綱により補助金を交付するものとする。

補助金交付の対象及び補助額

補助金交付の対象は、事業団の事務局の運営に要する経費とし、補助額は、当該経費の範囲内の額とする。

（２）結論

①対象経費の定義について（指摘事項）

補助対象経費としては「事業団の事務局の運営に要する経費」と定義されているが、具体的な勘定科目などについては定められておらず、運用上、予算編成基準に基づき具体的に科目が特定されている。補助金の目的に即した経費の補助を行うためには、要綱上で補助対象経費の具体的な科目を特定するとともに、予算の範囲内で、具体的に必要額を規定し補助する必要がある。

また、補助対象経費に役員報酬、理事長慶弔費、事務局員以外の福利厚生費（健康診断等）及び退職金、固定資産に計上すべき修繕費が含まれていることから、補助対象経費としての妥当性について見直しが必要である。尚、事務局員以外の福利厚生費（健康診断等）は平成 27 年度に半減、平成 28 年度に全減させ、事務局員以外の退職金は平成 27 年度から全減する計画となっている。

②消費税及び地方消費税について（指摘事項）

（社福）盛岡市社会福祉事業団は消費税の課税事業者であることから、運営費補助金を財源とした経費について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

3.6.2.盛岡市総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金

（１）概要

社会福祉法

第五十八条（助成及び監督）

国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十

三号) 及び地方自治法第二百三十七条第二項 の規定の適用を妨げない。

第 2 項以下省略

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例

第 2 条 (助成の申請)

社会福祉法人は、助成を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 別に国又は地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) その他参考となる書類

盛岡市では、上記の法令に基づき社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会に対し、総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金を交付している。総合福祉センターについては、当初は盛岡市が独自に設置する計画があったものの、補助金を利用して設置するに当たって、当事者として市がなることはできないため、他の当事者として適当と判断された社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会が替わって設置することとなった経緯がある。当該補助金は、臨時的なもので、特定の者を対象とする補助金として、補助金の要領・要綱を作成せず補助金交付契約書をもって処理されている。平成 26 年度においてはセンター設置の経緯を踏まえ当初、総事業費の約 50%の補助を予定していたが、総事業費が当初予算額を超えたため約 42%の補助割合となっている。

申請書では申請理由として「近年、温暖化により平均気温が上昇し、全国的に熱中症で倒れる方が増えている状況であります。本社会福祉協議会が管理運営する盛岡市総合福祉センターは、4 階講堂には冷暖房設備がありますが、1 階～3 階には暖房設備しかなく、利用者が熱中症になる危険性があります。このことから、利用者が熱中症にかかることなく、当センターを快適に利用いただくために 1 階～3 階における冷暖房設備設置が急務であります。当センターの利用者は、ボランティアや子ども会、町内会、老人クラブ等の市民団体が 8 割以上を占めており、特に高齢者の方の利用が多いことから、市民の安全を確保するためにも、冷暖房設備設置工事についてご配慮をお願いいたします。」と記載されている。多くの市民が利用できる設備であることから公益性については問題ないと判断され、冷暖房設備の必要性についても子ども、高齢者等の利用を鑑みれば妥当と判断できる。しかし、別途の理由書が添付されており、そこでは補修準備積立預金額の現残高では不足が見込まれるので補助申請をいたしますとされており、補助金の必要性について補強がされている。

補助内容	総事業費	補助金
盛岡市総合福祉センター1 階～3 階各部屋、1・2 階の	25,920,000 円	11,000,000 円

補助内容	総事業費	補助金
ロビーの冷暖房設備		

(2) 結論

①補助金交付要領について (指摘事項)

臨時的なもので、特定の者を対象とする補助金として契約書で対応しているが、(社福)盛岡市社会福祉協議会に対する補助金は恒常的なもので、特定の者を対象とする補助金と考えられるため、補助金交付要領を作成し、補助対象経費の範囲、期限等を定めるべきである。

その際には補助金の必要性と補助割合の理由としては更なる補強が必要と思われる。盛岡市社会福祉協議会の貸借対照表には、以下のような資産が計上されており、これらを財源として使用することができないかを先に検討する必要がある。また、総合福祉センターでは家賃収入が得られていることから、保有資産の状態と合わせて家賃収入などを踏まえ補助割合を決定すべきである。

(保有資産、平成 27 年 3 月 31 日現在)

預貯金 142,599,222 円

投資有価証券 219,931,210 円

②消費税及び地方消費税について (指摘事項)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

3.6.3.盛岡市社会福祉協議会運営費補助金

(1) 概要

社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会に対する補助金交付要領

目的

第 1 福祉振興の諸活動を促進するため、社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営及び事業に要する経費として、予算の範囲内で「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例（昭和 48 年条例第 9 号）」及び「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例施行規則（昭和 48 年規則第 42 号）」並びにこの要領により補助金を交付する。

補助対象経費

第2 協議会に対する補助対象経費の範囲は、次のとおりとする。

(1) 運営費補助金の内容は、人件費及び運営費とする。

ア 人件費

人件費の額は、盛岡市職員の例を参酌して位置付け算出した額とする。

ただし、国家・地方公務員、公社、公団等を退職して、現に恩給、退職年金等を受けているものが協議会職員となった場合については別に算出する。

イ 運営費

運営費の額は、毎年予算で定める額とする。

(2) 事業費補助金の内容は、次のアからウに定める事業とする。

ア 福祉活動専門員設置事業

事業内容及び額の計算は、「社会福祉事業助成費の国庫補助について（昭和51年厚生省社758号事務次官通知）」の定めるところによるものとする。

イ 高齢者無料職業紹介所事業

事業内容及び額の計算は、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について（昭和51年厚生省社老第28号社会局長通知）」の定めるところによるものとする。

ウ 各種事業費

上記ア及びイの補助事業以外の各種事業

第3 人件費の額は、第2第1号アの額から第2第2号に掲げるアの事業（福祉活動専門員設置事業）及びイの事業（高齢者無料職業紹介所事業）の人件費に該当する額を控除した額とする。

職員数

第4 職員の数 は 23 人以内とし、年度途中における人員の増減は考慮しないものとする。

平成26年度の運営費補助金の交付状況は以下の通りである。

積算内訳	決算額	運営費補助金	その他補助等	自主財源	運営費補助金割合
人件費	129,557,273 円	117,461,669 円	-	12,095,604 円	90%
運営費	82,152,897 円	21,896,000 円	13,170,136 円	47,066,761 円	26%
計	211,710,170 円	139,357,669 円	13,170,136 円	59,162,365 円	65%

(2) 結論

①運営費補助金の必要性及び積算根拠について（意見）

運営費補助金の積算内訳は人件費と運営費から構成されている。内訳としての人件費補助の額は盛岡市職員の例を参酌して位置付け算出した額とされ、また、運営費補助の額は毎年予算で定める額とされている。具体的には精算内訳書をもって確定されることになるが、対象経費が広範であることに加え、個々の経費の補助割合の根拠が明らかになっていない状況である。盛岡市社会福祉協議会では、純資産が9億円以上あり純資産割合も7割を超え

ていること、また、受託金収益や事業収益など自主財源を確保する余地もあることから、運営費補助金の積算根拠をより詳細化し決算書との関連性の明確化を図るとともに、補助金の限度額の設定について検討するべきである。

3.7.介護保険課

3.7.1.地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(1) 概要

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱

第1 目的

本要綱は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号。以下「法」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則」（平成 26 年厚生労働省令第 71 号。以下「規則」という。）の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（「市町村交付金」と総称する。以下同じ。）の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第 4 先進的事業支援特例交付金（市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金）

(2) 先進的事業整備計画

エ先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

(ア) 対象事業

h. 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

(イ) 交付額の算定方法

a 算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表 3 (2) の第 1 欄に定める事業の区分ごとに、第 2 欄に定める交付基準単価に第 3 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 3

(2) 先進的事業整備計画に基づく事業

先進的事業支援特例交付金の交付基準単価

スプリンクラー設備

1,000 m²未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合
 9千円の範囲内で厚生労働大臣が定めた額/1 m²と 2,250千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額

法人等名	対象事業	補助金
有限会社ウエルネス	「有料老人ホーム香寿の森」スプリンクラー整備事業	5,598,000円
盛岡医療生活協同組合	「すみれグループホーム」スプリンクラー整備事業	2,728,000円

(2) 結論

①消費税及び地方消費税について (指摘事項)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額については補助対象経費の消費税抜き金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の様式が定められていることや、消費税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いについては規定されていないことから、要綱を見直す、あるいは運用規定等を別に定めるなど仕入税額控除についての取扱いを明確にするべきである。

3.7.2.介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金

(1) 概要

<p>介護サービス施設整備等臨時特例事業費補助金交付要綱</p> <p>目的</p> <p>第1 各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の整備や既存施設におけるスプリンクラー等消火設備整備を支援するため、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（平成 22 年 12 月 22 日付け老発 1222 第 2 号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「管理運営要領」という。）に基づき、市町村及び民間事業所が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下、「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>別添 1</p> <p>介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る配分基礎単価</p> <p>地域密着型サービスの拠点</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所 A 30,000 千円</p>
--

認知症高齢者グループホーム A	30,000 千円
認知症対応型デイサービスセンター	10,000 千円

法人名	施設等種別	施設等の名称	総事業費	補助金
第一商事(株)	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能ホーム 「やちだも青山駅」	53,477,000 円	30,000,000 円
第一商事(株)	認知症対応型デ イサービス	やちだも青山駅前ケア タウンデイサービス	54,807,000 円	10,000,000 円
(一社)米内地 域支援プラザ	認知症高齢者グ ループホーム	やまぼうし桜台	94,530,000 円	30,000,000 円
(株)三協医科器 械	認知症高齢者グ ループホーム	あったかいごグループ ホーム東安庭	130,000,000 円	30,000,000 円
医療法人社団帰 厚堂	認知症高齢者グ ループホーム	若園荘	206,850,000 円	30,000,000 円

(2) 結論

① 抵当権の設定確認について (指摘事項)

担保権の設定に当たっては県知事の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿(全部事項証明書)を入手し担保権の設定状況を確認する必要がある。

また、(株)三協医科器械については、(株)岩手銀行より融資を受けるに当たり建物に根抵当権が設定されている。設定に当たっては、県知事に対し財産処分承認申請書は提出されているが、財産処分の種類としては、「抵当権の設定」に該当するものとして申請がなされており、「根抵当権の設定」とはされていない。担保に供する処分としての抵当権の設定に当たっては、補助財産を取得する際に行われるものであること、補助事業者の資金繰り等のため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められ返済の見込みのあることが必要である。抵当権のうち普通抵当権については条件を充足していれば支障はないが、根抵当権については、補助財産を取得するための貸付債権だけでなくその他の一般債権についても担保するものであるため、補助金が補助財産を取得するための債務以外の債務の返済に充てられる可能性があるため適切ではないことから見直しが必要である。

② 消費税及び地方消費税について (指摘事項)

平成24年度、25年度において補助金を交付した法人は全て消費税の課税事業者であることから、補助金を財源とした建物等について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額については補助対象経費の消費税抜きを金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書」の様式が定められていることや、消費税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いについては規定されていないことから、要綱を見直す、あるいは運用規定等を別に定めるなど仕入税額控除についての取扱いを明確にするべきである。

3.7.3.老人福祉施設等整備費補助金

(1) 概要

盛岡市老人福祉施設等整備費補助金交付要領

目的

第1 施設入所者等の福祉の向上を図るため、社会福祉法人及び医療法人が行う老人福祉施設、老人保健施設及び訪問看護ステーション（以下「老人福祉施設等」という。）の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより補助金を交付する。

補助額の算定方法

第3 補助金の交付額は、次により算出する。

(1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）及び移行時特別積立金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 第2の3に定める施設の種類ごとに別表1の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める種目ごとの第3欄により算出した基準額の合計額を算出する。

(3) (1)と(2)を比較し、いずれか少ない方の額をもって補助基準額とし、当該補助基準額の範囲内で交付額を決定する。

法人名	対象事業	補助金
社会福祉法人緑愛会	特別養護老人ホームサンタウン松園新築事業	332,500,000 円
社会福祉法人永友会	特別養護老人ホーム鶴亀ながい新築事業	210,000,000 円

(2) 結論

①消費税及び地方消費税について（指摘事項）

社会福祉法人緑愛会は消費税の課税事業者であることから、補助金を財源とした建物等について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額が補助対象経費の消費税抜き

の金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いが要綱で規定されていないことから、要綱を見直すか、あるいは運用規定等を別に定めるべきである。

3.8. 暮らしの安全課

3.8.1. 盛岡市防犯協会事業費補助金

(1) 概要

盛岡市防犯協会事業補助金交付要領

目的

盛岡市防犯協会の円滑な運営を期し、犯罪のない明るく住みよい街づくりの推進を図るため、盛岡市防犯協会が盛岡市防犯協会事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内でこの要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

盛岡市防犯協会事業を行う場合に要する経費とし、これに対する補助額は、6,250,000 円以内とする。

法人税法

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

盛岡市防犯協会は、任意団体の方式で運営されており、盛岡東地区防犯協会連合会、盛岡西地区防犯協会連合会、及び都南地区防犯協会連合会を構成団体として組織されている。盛岡市防犯協会の事務局は、盛岡市暮らしの安全課に設置され運営されている。

平成 26 年度における補助金の交付状況は以下の通りである。

団体名	補助金
盛岡市防犯協会	5,839,000 円

また、盛岡市防犯協会より盛岡東地区防犯協会連合会、盛岡西地区防犯協会連合会、及び都南地区防犯協会連合会の構成 3 団体に対して地域振興費が以下の通り支給されている。これは、各地区構成団体の会費を盛岡市防犯協会が代行して回収していることと合わせ、各種防犯活動を推進するためである。

団体名	a 会費収入	b 地域振興費	b-a 補助金相当額
盛岡東地区防犯協会連合会	1,063,000 円	1,920,000 円	857,000 円
盛岡西地区防犯協会連合会	371,000 円	711,000 円	340,000 円

団体名	a 会費収入	b 地域振興費	b-a 補助金相当額
都南地区防犯協会連合会	440,000 円	1,440,000 円	1,000,000 円
計	1,874,000 円	4,071,000 円	2,197,000 円

(2) 結論

①補助金交付要領について (指摘事項)

「盛岡市防犯協会事業補助金交付要領」として補助金要領は作成されているが、補助対象経費が具体的に規定されておらず、結果としてすべての経費が補助対象となっている。補助すべき経費についての要領での明確化と実費精算方式の採用により補助金額の抑制に努めるとともに、盛岡市防犯協会へ交付した補助金が構成団体である盛岡東地区防犯協会連合会、盛岡西地区防犯協会連合会、及び都南地区防犯協会連合会へ再交付されていることから、補助金の再交付に当たっての基準を設定し客観性・透明性のある補助金とすべきである。

また、現在使用している要領にはその制定日が記載されておらず要領として不備であるため、上述の内容と合わせて要領の見直しが必要である。

②会計・決算報告について (意見)

盛岡市防犯協会は、任意団体の方式で運営されており、盛岡東地区防犯協会連合会、盛岡西地区防犯協会連合会、及び都南地区防犯協会連合会を構成団体として組織されている。

現状、盛岡市防犯協会をはじめ各地区連合会についても決算報告としては収支計算書のみ作成されている。しかし、補助金を交付していること、特別会計を有するなど単純ではないことから、任意団体であり収益事業を行っていないとしても、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し現金、預金、貯蔵品等の財政状態や会費、補助金等の収益から運営管理費、事業費等の費用を差し引いた損益状況を明らかにする必要があると考えられるため、会計・決算報告で作成する計算書類についても、拡充を促すべきと考える。

また、盛岡西地区防犯協会連合会においては自動販売機を設置するなどして 200 万円を超える収益を計上しており、法人税法上の収益事業に該当すると考えられ、法人税等の確定申告が必要となるが申告がなされていない状況である。補助金の再交付先の会計であっても、補助金が交付されていることに差異はないことから、適正な会計処理の確保についても推進すべきである。

3.9.資源循環推進課

3.9.1.ごみ集積場所等整備事業補助金

(1) 概要

盛岡市ごみ集積場所等整備事業補助金交付要綱

目的

第1 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、町内会、自治会等の地域的共同活

動を行っている団体が、ごみ集積場所等整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第 2 第 1 に規定する経費は、次表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助金
ごみ集積場所整備事業	小屋、フェンス等の工作物の新設（既設のものを撤去し、新たに設置する場合を含む。）又は増設及び当該新設又は増設に伴う舗装に要する経費（既設のもの解体又は撤去に要する経費を除く。）	当該経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、その額が 1 集積場所につき 7 万円を超えるときは、7 万円を限度とする。
資源一時保管場所整備事業	ストックヤードの新設（既設のものを撤去し、新たに設置する場合を含む。）又は増設に要する経費（既設のもの解体又は撤去に要する経費を除く。）	当該経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、その額が 1 施設につき 10 万円を超えるときは、10 万円を限度とする。

ごみ集積場所設置等取扱要領

第 3 第 2 項(1)設置しようとするごみ集積場所を利用する世帯の数は、おおむね 30 世帯とすること。

事業	補助金	件数
ごみ集積場所整備事業	4,477,000 円	91 件
資源一時保管場所整備事業（ストックヤード）	858,000 円	11 件
計	5,335,000 円	

（2）結論

①ごみ集積場所の設置数について（意見）

ごみ集積所の設置に係る補助金については、同じ設置場所で年に 1 回を上限に申請をできる。現状では、各町内会より申請があったものについては補助金を交付することができおり、予算の範囲内に収まっている状況である。他方、同じ場所において複数の一般ごみ集積用の小屋などを設置する必要がある場合には、年 1 回の制限があるため複数年度に渡り申請を行っている状況である。その結果、設置進捗度にばらつきが生じているとともに、既に必要数を充たしている地区もある状況となっている。

一般ごみの集積場所については、各町内会の世帯数などに基づきあるべき設置数を決定することができると考えられるが、設置場所の確保や規模の大小、修繕の必要性など状況には差異がある。町内会毎の現状に応じた必要設置数や修繕の必要性などを把握し、ごみ集積場所の設置割合に実質的に不均衡の生じることのないように、設置数の上限を設けるなど補助金交付要綱の見直しを検討すべきである。

(盛岡地域ごみ集積場所と世帯数)

地区名	A 設置数	B 世帯数	C=B/30 30世帯当たりの設置数	A-C 過不足数	A/B 設置割合
仁王	276	5,576	185	91	4.95%
桜城	323	6,986	232	91	4.62%
上田	286	6,379	212	74	4.48%
緑が丘	142	6,815	227	-85	2.08%
松園	198	7,421	247	-49	2.67%
青山	256	9,902	330	-74	2.59%
みたけ	93	3,294	109	-16	2.82%
北厨川	107	2,534	84	23	4.22%
西厨川	143	5,447	84	59	2.63%
土淵	46	1,625	54	-8	2.83%
東厨川	142	5,725	190	-48	2.48%
城南	310	5,474	182	128	5.66%
山岸	225	6,180	206	19	3.64%
加賀野	121	2,560	85	36	4.73%
杜陵	227	2,687	89	138	8.45%
大慈寺	167	2,465	82	85	6.77%
米内	51	1,675	55	-4	3.04%
仙北	195	6,560	218	-23	2.97%
本宮	212	7,512	250	-38	2.82%
太田	77	3,228	107	-30	2.39%
つなぎ	12	411	13	-1	2.92%
中野	125	5,670	189	-64	2.20%
築川	36	582	19	17	6.19%
合計	3,770	106,708	3,556	214	3.53%

(都南地域ごみ集積場所と世帯数)

地区名	A 設置数	B 世帯数	C=B/30 30世帯当たりの設置数	A-C 過不足数	A/B 設置割合
見前	245	10,768	358	-113	2.28%
飯岡	172	6,862	228	-56	2.51%
乙部	83	3,034	101	-18	2.74%
合計	500	20,664	688	-188	2.42%

(玉山地域ごみ集積場所と世帯数)

地区名	A 設置数	B 世帯数	C=B/30 30世帯当たりの設置数	A-C 過不足数	A/B 設置割合
巻堀	97	1,903	63	34	5.10%
渋民	78	2,109	70	8	3.70%
玉山	28	462	15	13	6.06%
藪川	14	122	4	10	11.48%
合計	217	4,596	153	64	4.72%

②補助上限額と補助率の見直しについて (意見)

資源ごみの回収により各町内会等には資源化収益が得られるため、ストックヤードに係る補助金については終期を設定するとともに、補助上限額と補助率についての見直しができる仕組みを構築するべきである。

3.10.産業振興課

3.10.1.水田営農特別対策事業費補助金

(1) 概要

目的

農業振興等を図るため、農業協同組合及び農業者の組織する団体が農業技術の導入、施設の近代化、家畜の保留・導入、その他農畜産物の生産性の向上及び経営規模の拡大及び中山間振興施設・体験農園の管理運営等の事業を行う場合、並びに漁業協同組合河川魚族の保護増殖等の事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、この要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

新岩手農業協同組合が転作推進に係る事業を行う場合に要する経費 630万円以内の額

水田営農特別対策事業に係る経費の補助金として、新岩手農業協同組合に対して 500万

円が交付されている。補助金交付要領においては補助対象経費について、新岩手農業協同組合が転作推進に係る事業を行う場合に要する経費（630万円以内の額）とだけ規定されておりどのような経費が補助対象になるのかの具体的な定めがされていない。収支精算書によれば、以下の事業に支出したとして新岩手農業協同組合から盛岡市へ 500 万円の請求がされている。

事業名	事業費
① 集落組織活動等推進事業 生産調整の目標達成に向けた集落内での取組みに対する助成	事業費 1,425,000 円 内訳 戸数割 1,425 戸×1,000 円=1,425,000 円
② 農業者組織・団体推進指導事業 農協が生産調整の取りまとめに係る経費に対する助成	事業費 989,756 円 内訳 58 組織×10,000 円=580,000 円 1 団体×409,756 円=409,756 円
③ 転作作物誘導事業 産地形成を図るために取り組む作物（小麦、大豆、ねぎ、キャベツ、きゅうり、トマト、りんどう、ほうれんそう、未成熟とうもろこし）に対する助成	事業費 2,585,244 円 内訳 8,617.48 m ² ×3,000 円/10a=2,585,244 円
計	5,000,000 円

（2）結論

①補助金額の算定根拠について（指摘事項）

補助金額の算定に当たっては上表の通り、3種類の事業に分類し、①集落組織活動等推進事業については各戸 1,000 円、②農業者組織・団体推進指導事業については各組織 10,000 円と農協 409,756 円、③転作作物誘導事業については 10 アール当たり 3,000 円の単価が使用されている。

しかし、使用されている単価については、いつ時点であるか不明であるが過年度から決められたものであり、当時どのように決定されたものであるか根拠が残されていない。そのため、3種類の活動毎に必要なとされる経費がいくらなのか、また、必要経費に対する補助が何割なのかを把握することができない状態となっている。とりわけ、農業者組織・団体推進指導事業における農協への補助 409,756 円については総額を 5 百万円とするために端数調整されていると推測され、補助金額の算定過程における客観性及び透明性が不足していると考えられる。

指導・周知のための会場利用料や人件費といった経費に対する補助金であるのであれば、実額に基づき経費総額を集計し、何割を補助する等の方法により補助金額の算定を行うべきであり、要領において明確に規定すべきである。

3.11.企業立地雇用課

3.11.1.（公財）盛岡市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金

（1）概要

盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領

目的

第1 勤労者の福祉向上、能力開発及び雇用の安定を図るため、労働団体等が事業を行う場合及び労働団体等の運営に要する経費に対し、その予算の範囲内で、この要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第1 に規定する経費は、別表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、別表の右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
勤労者対策事業	一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンターの運営費等に要する経費	9,700,000 円以内の額

法人名	補助金	当期一般正味財産増減額
（公財）盛岡市勤労者福祉サービスセンター	9,700,000 円	1,136,698 円

（2）結論

①補助金対象経費について（指摘事項）

盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領においては補助対象経費として「運営等に要する経費」となっているだけで詳細な規定がされていない。また、上限額 970 万円となっているが積算根拠として保存されているものはなく毎年の予算に基づく要望額となっており、ルールに基づいた見直しが行われていない。減価償却費、租税公課、役員報酬、祝い金等を支給するための共済掛け金などについても補助対象となっていることから見直しが必要である。

いわゆる利益である一般正味財産増減額は 100 万円を超える黒字となっており、結果として、自主財源で賄える部分についても補助金が交付されていることになっている。利益相当額についての補助金は過剰な補助と考えられることから、法人運営の自立性を促すために、補助対象経費を明確に定めるとともに補助率の引下げについても検討する必要がある。

3.11.2.（公社）盛岡市シルバー人材センター事業費補助金

（1）概要

盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領

目的

第 1 勤労者の福祉向上、能力開発及び雇用の安定を図るため、労働団体等が事業を行う場合及び労働団体等の運営に要する経費に対し、その予算の範囲内で、この要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第 1 に規定する経費は、別表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、別表の右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
勤労者対策事業	公益社団法人盛岡市シルバーセンターの運営費等に要する経費	9,500,000 円以内の額

法人名	補助金	当期一般正味財産増減額
(公社) 盛岡市シルバー人材センター	9,280,000 円	2,221,856 円

(2) 結論

①補助金対象経費について (指摘事項)

補助金対象経費として「運営等に要する経費」となっているだけで詳細な規定がされていない。また、上限額 950 万円となっているが積算根拠として保存されているものはなく毎年の予算に基づく要望額となっており、ルールに基づいた見直しが行われていない。減価償却費、租税公課、役員報酬などについても補助対象となっていることから見直しが必要である。

いわゆる利益である一般正味財産増減額は 200 万円を超える黒字となっており、結果として、自主財源で賄える部分についても補助金が交付されていることになっている。利益相当額についての補助金は過剰な補助と考えられることから、法人運営の自立性を促すためにも、補助対象経費を明確に定めるとともに補助率の引下げについても検討する必要がある。

3.11.3.雇用奨励補助金

(1) 概要

雇用奨励補助金の目的及び対象経費・金額は以下の通りである。

目的

市の区域内における工場等の新設及び拡充を奨励することにより、産業の振興と雇用の促進を図り、もって市勢の振興と地域経済の発展に資することを目的とする。

補助金の交付の対象及び補助額

市内居住新規雇用者 1 人につき、新設の場合にあつては 20 万円、拡充の場合にあつては 10 万円とする。ただし、その額は、当該工場等の新設又は拡充 1 件につき 2,000 万円を限度とする。

支給要件

- (1) 工場等が操業又は営業を開始した日（以下「操業等開始日」という。）から起算して 6 月を経過した日に雇用されていた新規雇用者（雇用された日から起算して 1 年を経過した日以前 6 月以上市の区域内に住所を有する新規雇用者に限る。）で、雇用された日（その日が操業等開始日前である場合にあつては、操業等開始日）から起算して 1 年以上引き続き雇用されたもの（以下「市内居住新規雇用者」という。）を、新設の場合にあつては 10 人以上（産業支援施設使用者が産業支援施設の使用許可の期間満了後引き続き工場等の操業又は営業を開始した場合にあつては、5 人以上）、拡充の場合にあつては 5 人以上雇用していること。
- (2) 投下固定資産及び工場等用建物の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該工場等の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の取得価格の総額が一決算期間（当該一決算期間が、1 年を超える場合にあつては 1 年、1 年未満である場合にあつては 1 年の範囲内で市長が認定する期間）内において、新設の場合にあつては 5,000 万円以上（産業支援施設使用者が産業支援施設の使用許可の期間満了後引き続き工場等の操業又は営業を開始した場合にあつては、2,500 万円以上）、拡充の場合にあつては 2,500 万円以上であること。

(2) 結論

①操業開始日の認識について（意見）

雇用奨励補助金の支給要件は、①操業開始日から 6 か月以内に雇用されていること及び②1 年以上雇用（操業開始日以前に雇用された場合には操業開始日から）されていることであり、いずれの要件も操業開始日がいつであるかを先ず確定する必要がある。平成 26 年度は岩手缶詰株式会社の 1 社が工場を拡張し要件を充足したことから 1,900 千円の補助金が交付されている。しかし、操業開始日の認識として本格操業開始日ではなく試運転開始日としていた。一般的に機械装置等を取得した場合には、納品後に据付作業や試運転を行い本格稼働できる状況となってから固定資産の取得が認識されるため、操業開始日は早くとも固定資産の取得日以降となると考えられる。書類上も主な固定資産の取得日は本格操業開始日と一致しており、試運転開始日を操業開始日とするのは整合性に欠けると思われる。

本格操業開始日は平成 26 年 9 月 30 日、試運転開始日は平成 26 年 9 月 3 日となっており 1 か月弱の期間がある。従って、支給要件の起算日が 1 か月弱だけ先になることから支給要件適合者の人数が変わる可能性があるため見直しの必要性について検討すべきである。

3.11.4.人財U・Iターン型企业立地促進事業補助金

(1) 概要

盛岡市人材U・Iターン型企业立地促進事業補助金交付要領

目的

第1 産業の振興及び雇用の場の創出を図るため、企業が市の区域内において研究開発の用に供する事業所等を新設し、事業活動を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内でこの要領及び別に定める契約書に定めるところにより補助金を交付する

補助対象経費及び補助額

第3 第1に規定する経費は、別に定める盛岡市U・Iターン型企业立地促進事業認定事務取扱要領に基づき、あらかじめ市長の認定を受けた者（業務開始の日から1年間継続して認定事業者の条件を満たしている者に限る。）が市の区域内に事業所等を新設して業務を開始し、業務開始の日から1年までの間に当該事業所等の研究開発の業務に従事する常用雇用者に対して支払った給与とし、これに対する補助額は、当該給与の額以内の（その額が600万円を超えるときは、600万円）とする。

産業の振興及び雇用の場の創出を目的とした補助金である。平成26年度は2社が該当となり、600万円ずつを交付している。

法人名	a 対象経費	b 補助金交付額	a/b
A社	8,120千円	6,000千円	73%
B社	10,882千円	6,000千円	55%

(2) 結論

①補助上限額の設定について（意見）

雇用が3人以上であれば600万円を上限として補助金が交付されるが、平成26年度においては補助対象経費の50%超の金額が補助金によって賄われている。雇用者及び給与が増加すればこの割合は低下することになるが、50%超の割合では、補助金交付による費用対効果は限定的だったのではと考えられる。例えば、上限額の設定方法を「申請額の何%かつ何百万以下」というように2段階で設定することによって、より費用対効果の高い補助金の交付が可能となるため上限額の設定方法の見直しを検討すべきである。

②補助効果の測定・分析について（意見）

補助金は企業誘致のための呼び水の一つであって、主目的は研究開発の拠点を盛岡に呼ぶということである。また、盛岡市で育った人材を活かす対策の一環としての補助金であり、市の政策との適合性は高いと考えられる。しかし、どれだけの企業を誘致し、どれだけの雇用を確保すれば目的達成となるのか、評価の基準が定められていない。目標とする企業誘致

数や雇用確保数などを設定することで評価基準を定め、PDCA サイクルによるプロジェクト管理が可能となるように検討すべきである。

3.12.保健予防課

3.12.1.幼児インフルエンザ予防接種補助金

(1) 概要

目的

第1 幼児のインフルエンザの発病及び重症化を予防するとともに、インフルエンザのまん延を防ぐため、医療機関が幼児に対して行う予防接種（以下「予防接種」という。）の料金を軽減する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第3 第1に規定する経費は、接種期間内に医療機関が幼児に対し予防接種を実施した場合において当該予防接種の料金を減額したときの減じた額に相当する金額を経費とし、これに対する補助額は、予防接種1件につき1,000円以内の額とする。

2 前項の予防接種の料金は、1件につき4,280円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

この補助金の交付により、幼児の保護者は本来払うべき料金から1,000円を控除した金額を医療機関に支払う。対象となるのは、市の区域内に住所を有する者で小学校就学の始期に達するまでの幼児で、予防接種の接種期間は、毎年10月20日から翌年1月31日までである。対象となる医療機関は、岩手県の区域内に所在する病院及び診療所で市長が認めたものである。尚、対象期間に2回までが補助の対象となる。

幼児インフルエンザ予防接種は、自由診療であり、本来であれば料金は医療機関が自由に設定できるが、これに関して、「盛岡市幼児インフルエンザ予防接種補助金交付要綱」の第3第2項において、次のように規定されている。

前項の予防接種の料金は、1件につき4,280円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

医療機関の任意で接種料金を決めることができるところ、このような上限を設けているのは、高齢者インフルエンザ予防接種の委託料単価と概ね同額とするため、とのことである。

要綱では上述の通り、容認規定を定めているが、この容認規定の対象となっている医療機関は岩手県立中央病院及び岩手県立療育センターの2つのみである。これは、岩手県立病院利用料規則等により予防接種料金が定められていて、例年市が定める上限金額

を超えた料金となっていることから、これら2つの医療機関に対しては、保健所から「盛岡市幼児インフルエンザ予防接種補助金交付要綱第3第2項の規定により予防接種の料金は1件につき、4,280円を限度としていますが、同項ただし書きに該当しますので、接種料金についてお知らせください。」と文書を発送している。そして2医療機関は、次のような料金を設定している。

対象年齢	回	岩手県立中央病院	岩手県立療育センター
3歳未満	1回目	6,640円	5,090円
	2回目	2,580円	5,090円
3歳以上6歳未満	1回目	5,390円	5,290円
	2回目	2,730円	5,290円
6歳以上	1回目	4,580円	4,480円
	2回目	2,320円	4,480円

(2) 結論

① 幼児インフルエンザ予防接種の単価について (意見)

幼児インフルエンザ予防接種は自由診療であることから、本来は医療機関が自由に決めることができる。これに対して上限を設定しているのは出来るだけ多くの対象者に接種してもらいたいから、という方針が伺える。そして、岩手県立中央病院及び岩手県立療育センターの料金が上限金額を超えているのは、これらの医療機関は高度医療の提供を主たる目的としている点に鑑みて、高度医療の提供に向けるべき資源を予防接種のような比較的簡易な医療の提供に割り振り、結果として高度医療の提供のための資源が不足することのないように検討した結果であると推測される。

また、事業実施期間の前に実施される医療機関向けの説明会では、容認規定の適用は、上述の2医療機関に限定されている訳ではない、と口頭で説明しているとのことである。これは、上限金額を超えた料金となっているのは上述の2医療機関以外にもあるはずであるから、そういった医療機関にも容認規定の適用の機会を提供するため、とのことである。

しかしながら、容認規定の適用について上述の2医療機関に対しては文書を発送し、他の医療機関に対しては説明会での口頭説明で終わらせるというのでは取扱いに格差がある。口頭説明では、医療機関側での捉え方にも相違が生じるはずである。容認規定の適用は上述の2医療機関に限定されている訳ではなく、必要性のある医療機関に適用するというのであれば、説明会時に接種料金の設定について文書を配布し、その文書のなかで接種料金の上限を設定していることの趣旨、どのような場合に容認規定の適用を認めるか、これらを明記するのが望ましい。

3.13.健康保険課

3.13.1.岩手県国保連負担金

(1) 概要

国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法 第 83 条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として設立された公法人であり、国民健康保険の持つ地域医療保険としての特性を生かすために各都道府県に 1 つ、全国で 47 の団体が設立されている。岩手県には、岩手県国民健康保険団体連合会があり、県内すべての市町村により構成されている。

岩手県国民健康保険団体連合会の業務は以下の通りである（以下、岩手県国民健康保険団体連合会のホームページより抜粋。）

保険者の事務の共同処理

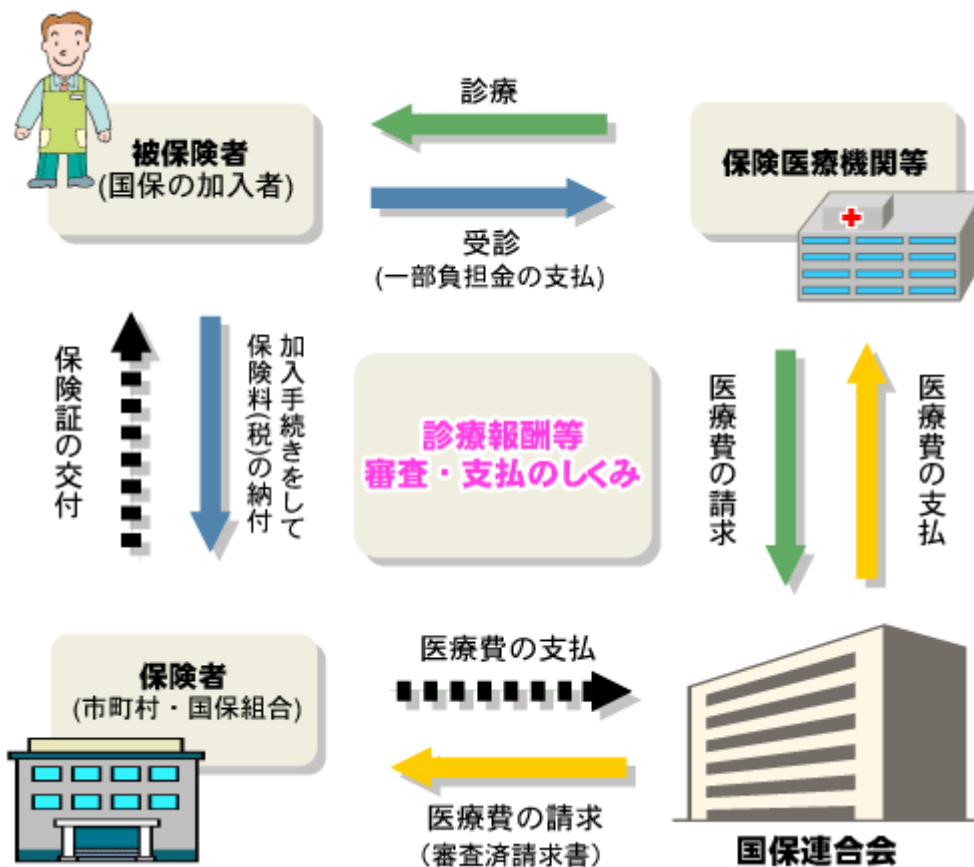
国民健康保険の保険者が行う事務は、度重なる制度の改正や新たな制度の創設により複雑・多岐にわたり、その事務量も増加しています。連合会では、国民健康保険の保険者事務のより一層の改善と効率化を図り、健全な事業運営を支援するため、次のような共同処理事業を行っています。

- 保険者事務共同電算処理事業
被保険者の異動及び資格確認事務、被保険者証・医療費通知・高額療養費支給算定資料の作成、その他多数の帳票等を電算処理により作成しています。
- 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業
連合会が実施主体となって、市町村から医療費等に応じた拠出金を受け入れ、一定基準額を超える高額レセプトに係る給付費の一定部分を、該各市町村に交付金として交付しています。
- 第三者行為損害賠償求償事務
交通事故等に係る損害賠償請求権の行使事務を、国民健康保険の保険者から委託を受けて行い、医療費適正化に努めています。

診療報酬の審査及び支払

連合会は、保険医療機関等から請求された診療報酬請求書等の審査と支払事務を行っています。診療報酬請求書等を、公正かつ適正に審査するため、国保診療審査委員会を連合会に設置しています。また、診療報酬請求書等の受付や事務点検、計

算処理などを行う審査関係事務と、保険者と保険医療機関等への診療報酬等の請求・支払事務を電算処理により的確に行っています。



なお、このほか後期高齢者医療の審査及び支払に関する事務を行っています。

保健事業及び地域医療対策

連合会では、国民健康保険の保険者が行う保健事業を効果的に推進するための各種研修会及び医療情報の提供等を行うとともに、保健事業支援の一環として、高齢社会にむけて住民が健康づくりの意識を高めることと生活習慣病予防を目的に、岩手県国保連保健事業推進会議を設置しているほか、保健推進委員等代表者協議会及び在宅保健活動者連絡協議会への活動支援や国保診療施設の医師確保対策や医療技術者の研修会を開催しています。

また、特定健診等データ管理業務では、健診・保健指導実施機関、連合会、国民健康保険の保険者等とネットワークを活用して効率的にデータを管理し、特定健診等の実施の円滑化を図っています。

このほか、連合会に各医療保険者で構成する「保険者協議会」の事務局を設置しています。

広報事業

連合会では、被保険者等に対して国民健康保険・介護保険制度の普及や啓発、健康づくりに関する情報を提供するため、各種広報媒体を活用した効果的な広報事業を展開しています。

- 広報紙「岩手の保健」の発行（年2回）

昭和22年から刊行を続け、文字どおり岩手の保健の歴史を刻んできましたが、これからも皆さんに愛読・活用される広報誌となることを目標としています。

- 広報紙「情報国保連」の発行（月2回）

連合会の事業並びに統計情報を掲載して周知を図るとともに、より円滑な事業運営に資するため、毎月2回発行しています。

- ホームページの効果的な運用

総合的な情報発信源として、連合会の概要や各種事業内容を紹介するとともに、保険医療機関や介護サービス事業者等に必要な情報を掲載し、効果的な広報事業の実現と事務の効率化を図っています。

- ポスター等による広報

新・国保3%推進運動の一環として、保険料の期限内納付や健康づくりに関する意識の向上を図るため、ポスター等による広報活動を行っています。

[新・国保3%推進運動]

国保財政の安定運営と明るい地域社会づくりの実現に向け、国民健康保険の保険者を中心に連合会等の関係団体が下記の目標を設定して取り組む運動です。

運動の目標

1. 保険料（税）の収納率を1%以上引き上げること
2. 医療費適正化対策により医療費の1%以上の財政効果を上げること
3. 保健事業活動を促進するため保健事業費として保険料（税）の1%以上を確保すること

- 健康教育に関する教材等の貸し出し

国民健康保険の保険者が実施する健康まつりや健康教室等での活用促進のため、ヘルスパネル、ビデオテープ等の視聴覚教材や健康測定機器等のイベント用品を無料で貸出しています。

介護保険関連業務

連合会では、指定居宅サービス事業者等から請求される介護給付費請求書等の審査と支払事務を行っており、公正かつ適正な審査を行う機関として、介護給付費審査委員会を連合会に設置しています。また、介護保険に係る保険者事務共同処理や介護事業所等が提供する介護サービスについての相談・苦情処理業務、介護保険事業の円滑な運営に資する業務を行っています。

障害者総合支援給付事業関係業務

県及び市町村の事務処理の効率化を図るため、連合会では市町村からの委託や県との契約において、指定障害福祉サービス事業者等から請求される障害介護給付費及び障害児施設給付費等の支払業務を行っています。

その他の事業

連合会では、会の目的を達成するために必要な事業として、次の事業も行っています。

- 国保制度の充実強化と財政安定化対策の推進に関すること
国民健康保険の保険者及び関係機関と連携して、制度改善と財政基盤の安定化を図るため、国民健康保険東北大会・国保制度改善強化全国大会を通じて政府及び国会に対し陳情運動を行っています。
- 診療報酬等審査支払業務に関すること
医療分野での IT 化に対応するため、レセプト電算処理の推進、画面を利用した審査と事務共助の充実、ペーパーレス化の一環である帳票の電子化の効果的な運用を図るとともに、「国保総合システム」、「後期高齢者医療請求支払システム」の円滑な推進に取り組んでいます。このほか、医療費分析のためレセプトデータから保健事業関係情報を提供しています。
- 連合会事業の充実に関すること
従来、介護保険で行われていた保険料の年金からの特別徴収が、平成 20 年 4 月から国民健康保険、後期高齢者医療の保険料についても行うことができ

るようになり、連合会は年金保険者と保険者の間で各保険料の特別徴収にかかる情報の経由に関する業務を行っています。

このほか、県・市町村単独医療費助成事業を円滑に実施し、県・市町村及び関係機関、団体と連携して連合会事業の充実に取り組んでいます。

この岩手県国民健康保険団体連合会の通常経費（事業従事している職員の人件費）に充てるため、岩手県国民健康保険団体連合会負担金規則（以下、参照。）に基づき、盛岡市を始めとする構成員は一般負担金を拠出している。

岩手県国民健康保険団体連合会負担金規則（一部抜粋）

第2章 一般負担金

第2条 一般負担金は、この連合会の通常経費に充てるため、会員全部に対して賦課徴収するものとする。

第3条 一般負担金は次の表に定める種類とし、それぞれの算出基準に基づき総会において議決された負担額又は率により算出した額とする。

種類	算出基準
被保険者割	各会員の前前年1月より12月までの各月末における被保険者数の平均数に被保険者1人につき定めた額を乗じた額
事業費割	各会員に前前年度交付された療養給付費等国庫負担金（補助金）の額に対し、別に定めた割合を乗じた額
国保診療施設保険者負担金	4月1日現在診療施設を有する会員に1会員につき定めた額
国保診療施設割	4月1日現在開設中の診療施設数及びベット数にそれぞれ別に定めた額を乗じた額

2 会員が共同して開設した国保診療施設にあっては当該施設の開設者に対して、国保診療施設保険者負担金及び国保診療施設割を賦課することができる。

3 第1項により算出した額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

第4条 年度途中に加入した会員に対する一般負担金は、前条の算定方法により算出した額の12分の1に相当する額に加入した以後の月数を乗じて得た額を当該年度の賦課額とする。

2 前項の算定に当たって、前条の平均被保険者によりがたい場合には、加入した月末の被保険者とする。

第 5 条 理事は、会員に対する一般負担金の賦課額を決定したときは、その額及び納期を記載した別紙様式第 1 号による一般負担金決定通知書により会員に通知するものとする。ただし、年度中に加入した会員の納期は、理事長がその都度決める。

第 6 条 一般負担金を受領したときは、別紙様式第 2 号による一般負担金領収証を交付する。

そして、一般負担金の種類別の算定基準は以下のように定められている。(岩手県国民健康保険団体連合会 第 140 回通常総会 (平成 26 年 2 月 27 日) 議案より一部抜粋。)

一般負担金		
種類	算定基準	賦課率・単価
被保険者割	平成 24 年 1 月から 12 月までの各月末における被保険者数の平均数に被保険者 1 人につき定めた額を乗じた額	102 円 68 銭
事業費割	平成 24 年度中に交付された療養給付費等国庫負担金 (過年度精算分含む) の額に対し、別に定めた割合を乗じた額	9.117 / 1,000
国保診療施設被保険者負担金	平成 26 年 4 月 1 日現在診療施設を有する会員に 1 会員につき定めた額	80,000 円
国保診療施設割	平成 26 年 4 月 1 日現在開設中の診療施設数及びベット数にそれぞれ別に定めた額を乗じた額 病院：1 施設当たり 診療所：1 施設当たり 病院：ベット数 150 床以上 1 床あたり 病院：ベット数 149 床以下 1 床あたり 診療所：1 床当たり	45,000 円 39,000 円 500 円 450 円 400 円

これらの規則及び賦課率・単価に基づいて、平成 22 年度から平成 26 年度までの間に一般負担金として盛岡市が拠出した金額は以下の通りである。

(単位：円)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
31,793,600	36,017,400	39,329,300	35,761,900	34,921,400

これに対して、同期間における岩手県国民健康保険団体連合会一般会計の歳入歳出決算書は以下の通りとなっている。

(単位:円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入					
負担金	197,616,969	196,519,756	196,417,497	196,451,785	191,346,909
国庫支出金	16,037,000	10,783,000	10,729,000	20,644,000	12,482,000
県支出金	-	-	-	-	-
交付金	5,319,680	335,000	-	530,000	-
財産収入	60,000	54,000	54,000	72,000	119,000
特定資産収入	59,516,099	22,592,017			
繰入金	200,000,000	308,956,000	30,000,000	60,392,650	497,211,624
繰越金	37,789,580	30,076,764	61,208,308	53,740,595	85,150,673
諸収入	10,131,250	7,721,337	9,175,164	6,528,567	7,681,688
計	526,470,578	577,037,874	307,583,969	338,359,597	793,991,894
歳出					
会議費	813,150	762,353	757,575	762,353	756,756
総務費	164,566,327	140,225,293	133,150,526	129,698,560	126,481,428
事業費	109,889,171	35,484,970	39,221,680	54,413,646	56,018,202
積立金	212,661,000	273,054,000	40,054,000	45,072,000	505,119,000
借入金償還金	-	-	-	-	-
諸支出金	8,464,166	66,302,950	40,659,593	23,262,365	14,188,303
予備費	-	-	-	-	-
計	496,393,814	515,829,566	253,843,374	253,208,924	702,563,689
歳入歳出差引残額	30,076,764	61,208,308	53,740,595	85,150,673	91,428,205

岩手県国民健康保険団体連合会の一般会計においては、歳入歳出差引残額、つまり剰余金が年度を追うごとに徐々に積み上げられている。その一方で一般負担金として拠出する金額は毎年度 3,000 万円台で推移している。尚、参考までに平成 27 年度における盛岡市が拠出した一般負担金は 32,821,100 円と平成 26 年度に比して 2,100,300 円減少している。

(2) 結論

①一般負担金の算定基準について (意見)

平成 27 年度は平成 26 年度に比して拠出額は減少しているが、平成 22 年度から平成 26 年度までの期間においては、一般会計の歳入歳出差引残額が年度を追うごとに積み上げられている。このような状況にあつては、盛岡市は一構成員として、一般負担金の算定基準について提言していくことが望まれる。もちろん岩手県国民健康保険団体連合会の一般会計における適正な剰余金の水準はどの程度とすべきか慎重な検討が必要であると考え、岩手県国民健康保険団体連合会からの提案をそのまま受け入れるべきでないとする。

3.14.公園みどり課

3.14.1.公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金

(1) 概要

盛岡市動物公園は、「総合公園岩山南公園」として昭和56年12月8日に都市計画決定し、盛岡市政100周年記念事業で、大規模な緑地と動物が結びついた家族ぐるみのレクリエーションの場、動物の理解、愛護思想を高める社会教育の場を目指し、平成元年4月22日に開園した。

年度別入園者状況は以下の通りである。(公益財団法人盛岡市動物公園公社作成の「動物公園年報」より抜粋。)

年度(平成)	開園日数	入園者数(人)	入園料(千円)
元	206	264,162	66,446
5	225	219,435	54,805
10	225	168,598	40,590
15	226	173,977	41,949
20	229	162,595	41,008
21	230	180,986	45,070
22	212	146,496	37,007
23	222	155,963	35,081
24	229	154,025	38,171
25	230	158,743	40,300
26	229	169,876	40,031

盛岡市動物公園を指定管理者として管理する公益財団法人盛岡市動物公園公社(以下、公社という。)は昭和63年度に財団法人盛岡市動物公園公社(平成24年度に公益認定を受け、公益財団法人となった。)として設立され、開園当初から盛岡市動物公園を管理している。

公社は指定管理者として指定管理料を受領する一方で、盛岡市と公益財団法人盛岡市動物公園運営事業補助金交付契約を締結し、補助金を受領している。盛岡市はこの契約に基づき、平成26年度においては20,823,000円交付している。

補助対象事業は、要領がないため、契約書において以下のように規定されている。

第1 乙(公社)は、平成26年4月1日付けで申請した公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金交付申請書記載の公益財団法人盛岡市動物公園運営事業(以下「補助事業」という。)を行い、甲(盛岡市)はこれに要する経費に対し、補助金20,823,000円を乙に交付する。

公社に対する補助金の額及び内訳は以下の通りである（収支精算書より抜粋。）。

(単位：円)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
諸手当	236,280	—	—	—
報酬	3,741,480	—	—	—
賃金	1,227,820	—	—	—
法定福利費	653,710	—	—	—
役員報酬	—	3,827,930	3,887,930	—
給料手当	—	2,049,070	1,999,070	10,769,854
退職給付費用	—	1,006,454	—	—
退職給付引当金	—	—	—	4,604,906
退職金共済費	—	—	—	5,448,240
計	5,859,290	6,883,454	5,887,000	20,823,000

年度ごとに科目名は異なるが、毎年度、人件費に充当する目的で補助金が交付されている。尚、平成 23 年度における報酬は非常勤職員の給与手当であり、役員報酬ではない。この年度においては、役員報酬は補助金の対象とはなっておらず、指定管理料の内訳項目として算定されていた。

補助金の交付に係る要領が作成されていなかった。また、平成 20 年度からの入園料と運営・管理に係る費用の合計の推移は以下の通りであった。

(単位：千円)

年度 (平成)	入園料 ①	指定管理料 ②	補助金③	その他運営に 係る費用④	費用合計⑤ (②～④の合計)	①－⑤
20	41,008	246,381	10,480	4,209	261,070	▲220,062
21	45,070	243,862	10,383	21,387	275,632	▲230,563
22	37,007	241,578	4,752	5,893	252,223	▲215,216
23	35,081	252,450	5,860	4,700	263,010	▲227,929
24	38,171	252,450	6,884	10,213	269,547	▲231,376
25	40,300	249,048	5,877	3,308	258,233	▲217,933
26	40,031	264,976	20,823	6,296	292,095	▲252,064

(上表の②及び③は、盛岡市から公社に対して支払われる金額であり、④は盛岡市が独自に支出した費用である。)

(2) 結論

①補助金交付要領について（指摘事項）

補助金の交付にあたっては、「盛岡市補助金交付規則の施行等について（50 盛財発第 187 号 昭和 50 年 10 月 11 日）」において、以下のように定められている。

I 盛岡市補助金交付規則の取扱いについて

補助金交付について予算執行される場合は、次の事項を十分留意のうえ事務処理すること。

1 補助金交付について

補助金交付については、盛岡市補助金交付規則を根拠に行政処分の形式で行うものと補助金交付契約を根拠に私法上の契約として行うものがあり、個々の補助金交付については、別途交付の目的、交付の対象及び補助事業の内容並びに補助金の額又は補助率等を定めることとなるが、概ね次の基準に従って事務処理をすること。なお、補助金交付要綱及び補助金交付要領は、補助金交付の審査基準の性格を有するものである。

(1)恒常的なもので、不特定多数の者を対象とする場合は、補助金交付要綱を作成し、告示すること。

(2)恒常的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付要領を作成し、補助金交付契約書で処理すること。

(3)臨時的なもので、不特定多数の者を対象とする場合は、補助金交付要綱を作成し、告示すること。

(4)臨時的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付契約書で処理すること。

会社に対する補助金は、内訳の構成は一定でないが、人件費に充当する目的というのは毎年度同じである。そうであれば、上表の(2)に該当し、補助金交付要領を作成すべきである。

②盛岡市動物公園の存在意義について（意見）

上に示した通り、盛岡市動物公園は毎年度、2 億円程度の赤字を計上している。この施設は、いわゆる儲けを目的とした施設ではなく、家族ぐるみのレクリエーションの場、動物の理解、愛護思想を高める社会教育の場として開園したことから、毎年度、赤字を計上しているからと言って、即刻廃止と結論を出すべきものではないが、盛岡市動物公園を運営する目的が毎年度 2 億円程度の赤字に見合うものなのか、総合的に検討する時期に来ていると考える。

尚、今回の包括外部監査のテーマが補助金であるため、盛岡市動物公園の運営状況など細部にわたる検証をしていないため、本論点については意見にとどめる。

3.15.市民協働推進課

3.15.1.盛岡市自治公民館活動等補助金

(1) 概要

盛岡市自治公民館活動等補助金交付要綱

目的

第1 地域における社会教育の振興を図るため、自治公民館を設置し、及び管理運営する町内会、自治会等が公民館活動等を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第2 第1に規定する経費は、次に掲げる経費（この告示以外の補助金制度により補助金の交付の対象となる経費を除く。）とし、これに対する補助額は、当該経費に相当する額以内の額とする。ただし、その額が別表第1の左欄に掲げる町内会、自治会等を構成する世帯数ごとに同表の当該右欄に掲げる額を超えるときは、当該右欄に掲げる額を限度とする。

- (1) 事務費
- (2) 会議費
- (3) 事業費
- (4) 保険料
- (5) 自治公民館の施設及び当該施設の土地の賃借料
- (6) 自治公民館の施設の維持管理費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

別表1（第2関係）

町内会、自治会等を構成する世帯の数	補助額
100 以下	40,100 円
101 以上 200 以下	45,500 円
201 以上 300 以下	50,900 円
301 以上 400 以下	56,300 円
401 以上 500 以下	61,700 円
501 以上 600 以下	67,100 円
601 以上 700 以下	72,500 円

701 以上 800 以下	77,900 円
801 以上	83,300 円

別表 2 (第 4 関係)

条項 (盛岡市補助金交付規則)	提出書類	提出部数
第 4 条	1. 盛岡市自治公民館活動等補助金交付申請書 2. 事業計画書 3. 収支予算書 4. その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部
第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号	盛岡市自治公民館活動等補助事業変更 (中止・廃止) 承認申請書	1 部
第 12 条第 1 項	1. 盛岡市自治公民館活動等補助金請求 (精算) 書 2. 事業実績書 3. 収支精算書 4. その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部
第 14 条	盛岡市自治公民館活動等補助金前金払請求書	1 部

この要綱に基づき、全 187 の町内会・自治会に対し、総額で 10,857 千円の補助金が交付されている。また、交付申請にあたっては第 4 条関係の書類が、事業完了後の精算にあたっては第 12 条第 1 項関係の書類が提出されている。

自治公民館は事業完了後、事業実績書や収支精算書等 (以下、決算書という。) を提出することが求められる。この決算書について、以下の事項が検出された。

①A 元町内会長の不正利用金の記載

提出された決算書に、以下の記載があった。

A 元町内会長の件
1. 平成 21 年度会計監査において 219,804 円の不正利用金があり承認されていない。
2. 不正利用金 219,804 円と備品、引継ぎ書類が返却されていない。

これについて担当課に確認したところ、当該補助金の精算に関する書類については見ていたものの、この記載は当該補助金の精算に必要な自治公民館会計の決算書ではなく、本来当該補助金の精算には不要である町内会会計の決算書に記載されていたものであり、これから確認を取るということであった。

②提出された決算書に「予備費 8,000 円」の記載

提出された決算書に、「予備費 8,000 円」の記載があり、確認したところ、これから確認を取るということであった。

(2) 結論

①A 元町内会長の不正利用金の記載があった件について（指摘事項）

盛岡市補助金交付規則及び要綱が、事業完了時に規則第 12 条第 1 項関係の書類の提出を求めるのは、補助金の交付対象となる事業が適切に行われたことを確かめるためである。そのため、書類の提出を受けた場合には盛岡市は審査を行い、不明点等があれば個別に確認する必要がある。

然るに当該補助金の精算に必要な決算書ではなく、町内会会計の決算書ではあるものの包括外部監査人の指摘を受けてから、これから確認を取るということでは、書類の審査が甘いと言わざるを得ない。補助金交付規則及び要綱に従い、適時適切に書類の審査を行うべきである。

尚、後日確認を取ったところ、不正利用金等はいまだ返却されていないとのことであった。また、決算書に記載された不正利用金の件は、町内会会計で発生したものであり、当該補助金を管理する自治公民館会計から発生したものではなかった。

しかしながら、A 元町内会長が不正を行った平成 21 年度は、自治公民館館長も務めていた。結果として町内会会計において不正が行われたが、不正が行われるリスクは町内会会計のみならず、自治公民館会計にもあったといえる。

②提出された決算書に「予備費 8,000 円」の記載があった件について（指摘事項）

町内会及び自治会の予算書上、予備費とは通常、予算書において使用される科目であり、予算策定の段階では予見できなかった支出に充てるなどの目的で設定されるものである。予備費は、あくまで予算策定段階で使用される科目であり、決算書においては全ての支出項目及び金額が確定していることから予備費が計上されることはない。

しかしながら、提出された決算書のなかに「予備費」と記載されているものがあった。これについても①と同様に、包括外部監査人の質問に対して、これから確認を取るということでは、書類の審査が甘いと言わざるを得ない。適切な審査が行われていたとすれば、なぜ決算書に予備費が計上されているのだろう、という疑問を感じるはずである。適時かつ適切に書類の審査を行うべきである。

尚、後日確認を取ったところ、本来は雑費として計上すべきものを誤って予備費として計上したものであることが判明した。

3.16.建築住宅課

3.16.1.生活再建住宅支援事業

(1) 概要

生活再建住宅支援事業は、東日本大震災により被災した住宅の早期復興のための、以下のような補助金からなる。

交付要綱名	内容
東日本大震災災害復興住宅建設等資金利子補給補助金交付要綱	市の区域内において、自己の居住の用に供する住宅の建設、購入や補修のための借入れによる債務（新住宅債務）や、新住宅債務を有する被災者が、住宅の建設若しくは購入又は補修若しくは改修を目的に平成 23 年 3 月 11 日以前に契約した借入による債務（既往住宅債務）がある場合に要する経費（利子）に対する補助
東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金交付要綱	市の区域内において、自己の居住の用に供する被災住宅の補修工事、耐震改修工事、バリアフリー改修工事及び県産材を使用した改修工事に要する経費に対する補助
東日本大震災被災宅地復旧工事費補助金交付要綱	東日本大震災で被災した宅地の復旧工事の経費に対する補助
東日本大震災復興住宅取得費補助金交付要綱	被災者が自己の居住の用に供する住宅（バリアフリー住宅又は県産材使用住宅）を建設・購入する場合に要する経費に対する補助

交付決定件数及び交付決定額の推移は、以下の通りである。

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		交付決定件数 (件)	交付決定額 (千円)	交付決定件数 (件)	交付決定額 (千円)	交付決定件数 (件)	交付決定額 (千円)
東日本大震災災害復興住宅建設等資金利子補給補助金	新築	13	1,027	29	3,980	41	5,433
	補修	10	232	11	239	10	208
	既往住宅債務	12	7,782	3	1,788	0	0
東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金	補修	83	14,537	44	8,280	4	702
	耐震改修	2	1,200	4	1,819	2	1,113
	バリアフリー改修	26	6,467	24	11,544	3	1,800

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		交付決定件数 (件)	交付決定額 (千円)	交付決定件数 (件)	交付決定額 (千円)	交付決定件数 (件)	交付決定額 (千円)
	県産材 使用改修	0	0	1	170	0	0
東日本大震災被災宅 復旧工事費補助金		4	1,437	7	3,290	2	2,475
東日本大震災復興住宅取得費 補助金	バリア フリー	9	7,500	13	10,800	17	12,700
	県産材 使用	3	600	2	400	1	200
合計		162	40,782	138	42,310	80	24,631

① 東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金について

東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金は、東日本大震災により、自己の居住に供する住宅が被害を受け、罹災証明等の交付を受けた者またはその家族（以下、被災者）が、以下のような、盛岡市の区域内における被災住宅の補修または改修を行う場合に要する経費に対し交付される補助金である。その内容は、補修工事、耐震改修工事、バリアフリー改修工事、県産材使用改修工事からなり、交付要綱によれば、詳細は以下の通りである。

工事	経費	補助額
補修工事	被災者が実施する住宅の被災程度が一部損壊又は半壊である被災住宅の補修に要する経費(当該経費が 10 万円以上のものに限る。)とする。ただし、次に掲げる支援又は応急修理を受けているものを除く。 (1) 被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に基づく被災者生活再建支援制度の対象となるもの (2) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく住宅の応急修理を受けているもの	当該経費の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、その額が 30 万円を超えるときは、30 万円を限度とする。
耐震改修工事	被災者が実施する被災住宅(併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が、全体床面積の 2 分の 1 以上の場合に限る。)の工事で、次のいずれかに該当する改修工事に要する経費とする。ただし、盛岡市木造住宅耐震改	当該経費の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数が生じた

工事	経費	補助額
	<p>修費補助金交付要綱(平成 20 年告示第 380 号)に基づく補助を受けているものを除く。</p> <p>(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)別添による耐震診断を実施した結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い又は危険性があると診断された住宅について、危険性を低減するための耐震改修工事 (2) 東日本大震災による被害を受けたことにより建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく構造耐力が不足する住宅について、同法に適合させるための工事(構造関係規定に限る。)</p>	<p>ときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、その額が 60 万円を超えるときは、60 万円を限度とする。</p>
<p>バリアフリー改修工事</p>	<p>被災者が実施する被災住宅の工事で、次のいずれかに該当する改修工事に要する経費とする。ただし、盛岡市要援護高齢者等住宅改造工事費補助金交付要領(平成 14 年 5 月 28 日盛岡市長決裁)に基づく補助を受けているものを除く。</p> <p>(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便所等への便器の取替え (6) 前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	<p>当該経費の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、その額が 60 万円を超えるときは、60 万円を限度とする。</p>
<p>県産材使用改修工事</p>	<p>被災者が実施する被災住宅の工事で、1 平方メートル当たり 0.04 立方メートル以上の県産材(岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度により県産材として証明されたもの又は市長が認めたもの。以下同じ。)を使用するもの又は 0.5 立方メートル以上の県産材を使用する改修工事に要する経費とする。</p>	<p>当該経費の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、その額が 20 万円を超えるときは、20 万円を限度とする。</p>

東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金の交付の申請、事業内容の変更、交付の請求の際に必要なとされる書類は以下の通りである。

<p>補助金の交付の申請時 (補助金交付規則第 4 条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛岡市東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金交付申請書 2. 被災証明書の写し 3. 見積書、工事費明細書等の写し（東日本大震災による被害に係る工事と他の工事がある場合は、それぞれの工事費を分けたもので、施工業者又は建築士の記名押印のあるものに限る。） 4. 耐震診断及び改修設計フロー（耐震改修工事に限る。） 5. 平面図及び建築士の記名押印のある耐震診断結果、壁量計算結果又は構造計算結果等の報告書（耐震改修工事に限る。） 6. 改修方法を示す図書及び建築士の記名押印のある改修計画の耐震性に対する総合判定（耐震改修工事に限る。） 7. 改修を行う箇所の写真（バリアフリー改修工事に限る。） 8. その他市長が必要と認める書類
<p>補助事業の内容の変更をする場合、補助事業を中止し、又は廃止するとき（規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）</p>	<p>盛岡市東日本大震災被災住宅補修等工事費変更（中止・廃止）承認申請書</p>
<p>補助金の交付を請求するとき (規則第 12 条第 1 項)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛岡市東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金請求書 2. 工事契約書の写し 3. 工事完了報告書（完成写真を含む。） 4. 工事費請求書又は領収書 5. 県産材であることを証明する書類（県産材使用改修工事に限る。） 6. その他市長が必要と認める書類

(2) 結論

① 建築士の記名押印について（指摘事項）

東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金のうち、耐震改修工事に対する補助金の申請においては、上表にあるとおり、建築士の記名押印のある耐震診断結果、壁量計算結果又は

構造計算結果等の報告書の提出が求められている。平成 26 年度に交付された耐震改修の補助金は 2 件であったが、このいずれの場合も、耐震診断結果の報告書は提出されていたものの、記名押印がなされていなかった。

これは、補助金の申請時に提出が求められている東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金交付申請書の別紙 2-2 において、耐震改修を行う家屋の構造、床面積、耐震診断を行った結果である耐震改修前後の上部構造評点と構造耐震指標の記載箇所があり、さらに、建築士の氏名や登録番号などを記入する欄があるため、耐震診断結果の報告書ではなく当該申請書別表に自署、押印してしまったものである。

これは、手続きミスではあるが、耐震診断結果の評点は、その計算の方法や用いた仮定などにより結果が変わると考えられ、そのような耐震診断の過程全体に対する意見を専門家が自らのものとして認める方法は、耐震診断結果の報告書に対する記名、押印が望ましいと考えられる。

従って、交付要綱に則った書類の整備、すなわち、建築士の記名押印のある耐震診断結果、壁量計算結果又は構造計算結果等の報告書の提出を受けるべきである。

3.17.子ども未来課

3.17.1.私立保育所運営事業補助金

(1) 概要

盛岡市私立保育所運営事業補助金交付要領によれば、本補助金の目的は、「市の区域内に所在する私立保育所（発達支援保育事業に限り市の区域外に所在する保育所を含む。）の健全かつ円滑な運営を確保し、児童福祉の増進に資するため」とされている。その内容としては、以前に国や県の事業であった補助金の額が減額された、または、廃止された場合に、市の施策として必要であるとされたものや、公立保育所と私立保育所の間で条件が異なる項目などについて、市の独自事業として補助金を交付するものである。

内 容	補 助 額
<u>乳児年度途中入所促進費</u> 乳児は随時入所することから、年度当初は定員割れになるため、前年度末と現年度当初の乳児入所児童数の差に応じて額を助成（金額は臨時職員賃金相当額）	前年度末から現年度当初の乳児数を差し引いた人数に応じた臨時補助員賃金相当額 7人以上 10人未満の場合 355,200 円 10人以上 13人未満の場合 710,400 円 13人以上の場合 1,065,600 円 上記の区分の額に 0.40 を乗じて得た額
<u>保育補助員費</u> 11 時間の開所時間で保育士の休憩・休息時間を確保するため、3 時間のパート保育士を配置する費用として助成	1 園あたりの額 532,800 円

内 容	補 助 額
<u>勤務条件改善費</u> 運営費に含まれる業務省力化勤務条件改善費と、週休2日制導入に伴う非常勤職員の費用負担額として算定された額の差額として助成	保育士の基準職員数に 20,000 円を乗じて得た額
<u>歯科・眼科・耳鼻科嘱託医師設置費</u> 公立保育所と同額を助成	60,000 円に、定員に 140 円を乗じて得た額を加えた額
<u>蟻虫卵検査費</u> 公立保育所と同額を助成	定員に 304 円を乗じて得た額
<u>保育所管理賠償責任保険料費</u> 児童定員に応じて保険料を助成	次の定員区分による額 30人以下 8,090 円 31人から45人 9,090 円 46人から60人 9,590 円 61人から90人 11,070 円 91人から120人 13,880 円 121人から150人 17,360 円 151人以上 20,840 円
<u>日本スポーツ振興センター災害共済掛金等設置者負担費</u> 入所児童がけがをした場合等に共済金が支払われる日本スポーツ振興センター災害共済の掛金の、保育所負担分を助成	定員に 135 円を乗じて得た額
<u>保育材料費，備品費，採暖費，給食費及び庁費</u> 費用の一部を助成	定員に 4,300 円を乗じて得た額 上記の額に 0.38 を乗じて得た額
<u>地域活動費</u> 世代間交流（老人福祉施設への訪問等）、異年齢児交流、育児講座等の開催など、地域活動を行う際の助成	実施園1園あたりの額 200,000 円

平成 26 年度の補助金額は、以下のとおりである。

内 容	平成 26 年度 (千円)
乳児年度途中入所促進費	8,951

内 容	平成 26 年度 (千円)
保育補助員費	26,107
勤務条件改善費	10,920
歯科・眼科・耳鼻科嘱託医師設置費	10,733
蟯虫卵検査費	1,384
保育所管理賠償責任保険料費	602
日本スポーツ振興センター災害共済掛金等設置者負担費	614
保育材料費、備品費、採暖費、給食費及び庁費	7,442
地域活動費	9,600
合計 (※)	76,333

※ 各施設に対する補助は各項目の合計額を千円未満切捨てとするため、各項目の合計額と合計欄は一致しない。

(2) 結論

①保育補助員費の算定方法について (意見)

上記のように、ほとんどの項目は、定員などの保育所の規模に応じた額を補助金額としている。しかし、保育補助員費に関しては、1園あたり 532,000 円の定額での補助額となっている。この項目は、昭和 58 年度に 1園あたり 450,000 円の定額で始めたものであったが、以後金額の改定を経て、現在は、5,920 円（産休等代替職員などへの補助の単価として、県費補助があった時に用いられていた単価）に、1日 3 時間、月 20 日の 12 ヶ月分として算定される金額を用いている。昭和 58 年度当時、定額の補助として始まった経緯は不明とのことであるが、補助の内容としては、保育士の休息時間確保のための補助金であるため、保育士の数に応じた補助額とした方が、補助の目的をよりよく達せられるものと考えられる。

②保育材料費、備品費、採暖費、給食費及び庁費の算定方法について (意見)

保育材料費、備品費、採暖費、給食費及び庁費は、平成 16 年から児童一人当たり 4,300 円で開始したものであるが、その後は、4,300 円の単価で計算した金額に乗ずる率を毎年度変更して毎年度の補助額を決定している。平成 26 年度の当該率は、上表の通り 0.38 である。この項目の内容が本来は保育所運営費で賄われるものであることや、毎年度補助額を変動させていることなどから、補助金額とその効果の対応が不明確な項目であり、見直しが望ましい。

3.17.2.私立保育所休日保育事業補助金

(1) 概要

保護者の就労形態が多様化している中で、休日においても保育に欠ける児童に対する保

育の実施が求められている。市立保育所休日保育事業補助金は、休日（日曜日、国民の祝日等）において保育に欠ける乳幼児を私立保育所（認可保育所に限る）で保育を行う場合（休日保育）に、当該保育所の設置者が休日保育を行うために要する経費に対し補助を行うことにより、児童の福祉の増進を図るものである。平成 26 年度は、6 園が休日保育を実施し、盛岡市からの補助額は次に述べる単独補助分を含んだ総額で、13,429 千円であった。

国は保育対策等促進事業として、基準額（年間利用者数により決定）の 1/3 を休日保育事業を行った自治体に補助するが、盛岡市では当該基準額以外に、保護者負担金（保育料）軽減の対象者に休日保育を行った場合、発達支援保育事業対象乳幼児が利用した場合や、特別休日（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで）に休日保育を実施した場合など、盛岡市独自の補助を上乗せしている。平成 26 年度は、当該盛岡市の単独補助額は、2,099 千円であった。

補助金の交付の対象及び補助額は、平成 26 年度盛岡市私立保育所休日保育事業補助金交付要領において、以下のように定められている。

第 1 児童の福祉の増進を図るため、市の区域内に所在する私立保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定により設置された保育所をいう。以下同じ。）の設置者が休日保育事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、この要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

第 5 第 1 に規定する経費は、次表の左欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に掲げる補助額の合計額と実支出額から保護者からの負担金その他の収入を控除した額とを比較していずれか低い額とする。

経 費	補 助 額	
休日保育等を行う場合に要する人件費、給食費、消耗品費、水道光熱費、保育材料費、備品購入費等の経費	(1) 年間延べ利用乳幼児数の人数に応じ、次の区分による額	
	350 人未満の場合	1,661,000 円
	350 人以上 420 人未満の場合	1,718,500 円
	420 人以上 490 人未満の場合	1,865,500 円
	490 人以上 560 人未満の場合	2,012,500 円
	560 人以上 630 人未満の場合	2,159,500 円
	630 人以上 700 人未満の場合	2,306,500 円
	700 人以上 770 人未満の場合	2,453,500 円
	770 人以上 840 人未満の場合	2,600,500 円
	840 人以上 910 人未満の場合	2,747,500 円
	910 人以上 980 人未満の場合	2,894,500 円
980 人以上 1,050 人未満の場合	3,041,500 円	
1,050 人以上の場合	3,188,500 円	
	(2)保護者負担金軽減者が休日保育を利用した場合	

	半額軽減の対象となる乳幼児の利用 1 回につき 1,000 円
	全額免除の対象となる乳幼児の利用 1 回につき 2,000 円
	保護者負担金軽減者が特別休日保育を利用した場合
	半額軽減の対象となる乳幼児の利用 1 回につき 1,500 円
	全額免除の対象となる乳幼児の利用 1 回につき 3,000 円
	(3) 発達支援保育事業対象乳幼児が利用した場合
	1 人 1 日当たり 5,920 円
	(4) 特別休日保育を実施した場合は、期間中に配置した保育士及び調理員の延べ従事人数に 10,000 円を乗じた額

平成 26 年度の利用者数と、補助金交付額は以下のとおりである。

項目 (括弧内の数字は、要綱第 5 右欄に対応)	利用乳幼児数等 (人)	補助額 (円)
年間延べ利用数 (1)	2,714	11,902,500
保護者負担金軽減分 (2)	774	1,175,000
発達支援分 (3)	9	53,280
特別休日保育 保護者負担分軽減者 (2)	32	88,500
特別休日保育の従事者 (4)	22	220,000
合 計		13,439,280

上記のように、休日保育事業補助金は、私立認可保育所の設置者が休日保育事業を行う場合に要する経費に対して行われるため、実質的に負担する経費が前述の補助金交付要領第 5 表の右欄で計算された金額より少ない場合には当該経費の額が補助額となる。

従って、補助額を計算するためには、利用者の人数、保護者負担軽減や発達支援保育の対象か否かといった情報の他、休日保育事業に係る経費の金額を別途把握する必要がある。このため、休日保育を行う保育所の設置者は、休日保育事業が完了したときには、休日保育時事業実績書と収支精算書を提出することになっている。

この点について、平成 26 年度の収支精算書を確認したところ、休日保育に係る収入である休日保育事業補助金額（休日保育事業補助金交付要領第 5 の表右欄の金額）と保護者負担金の合計額が、支出した経費の額と全く同額になっている保育所が 2 園あった。これは、偶然である可能性も考えられるが、補助額と経費の額が円単位まで揃う可能性は相当低く、収支報告書の記載に不備があると考えてよいと思われる。その不備の内容としては、まず、収支精算書の記載の仕方自体が理解されていないことと、休日保育事業に係る経費の集計を適切に行っていないことのいずれか、または両方が原因であると考えられる。

(2) 結論

①収支精算書の記載方法について（指摘事項）

休日保育事業補助金に関しては、その交付額が適正か否かは、保育所の設置者の提出する収支精算書の内容にかかっているものであるから、適切な収支精算書が提出されるよう、記載方法の周知徹底や、内容に不明確な点がある場合には必要に応じて根拠資料の提出を求めなどの対応をとる必要がある。また、盛岡市が行う社会福祉法人の監査において、補助金に係る経費について、適切に分類、記録しているかについても監査対象とすることが望ましい。

3.17.3.私立保育所延長保育事業補助金

(1) 概要

就労形態の多様化等に伴い、保育所の開所時間を越えた保育として、延長保育に対する需要が存在する。これに対応する事業として、盛岡市私立保育所延長保育事業補助金交付要領では、延長保育推進事業と延長保育事業の二つを定めている。

延長保育推進事業とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で定められた保育士の数や、他の補助金等により配置された保育士に加えて、私立保育所に保育士を1人以上加配して、通常保育後の保育需要への対応の推進を図る事業である。延長保育推進事業の実施に対する補助額は、一律4,591,000円である。

また、延長保育事業とは、開所時間（11時間）を超えて、利用児童数の年齢及び人数に応じて適切に職員を配置して延長保育を実施することをいう。盛岡市では、延長保育を30分延長保育、1時間延長保育、2時間延長保育に分類し、さらに平均対象児童数（上記延長時間区分毎に、各週の最も多かった日の利用児童数を年間平均したもの）によって補助額を決定している。盛岡市私立保育所延長保育事業補助金交付要領において定められている補助額は、以下に示す補助額と、延長保育推進事業及び延長保育事業を実施する場合に要する経費から延長保育料保護者負担金その他の収入を差し引いた金額を比較して、低い方の金額とされている。

30分延長保育

平均対象児童数	補助額
1人以上	300,000円

1時間延長保育

平均対象児童数	補助額
6人～9人	1,342,000円
10人～19人	1,435,000円

平均対象児童数	補助額
20人～29人	1,735,000円
30人～39人	2,035,000円
40人～49人	2,335,000円
50人～59人	2,635,000円
以上10人毎加算	300,000円

2 時間延長保育

平均対象児童数		2時間延長利用児童数別の補助額		
		3～5人	6～9人	10人以上
1 時 間 延 長 利 用 児 童 数	5人以下	2,166,000円	2,166,000円	2,166,000円
	6人～9人	2,166,000円	2,166,000円	2,166,000円
	10人～14人	2,166,000円	2,548,000円	2,948,000円
	15人～19人	2,288,000円	2,948,000円	2,948,000円
	20人～24人	2,588,000円	2,948,000円	3,368,000円
	25人～29人	2,588,000円	3,428,000円	3,788,000円
	30人～39人	2,888,000円	3,728,000円	4,208,000円
	40人～49人	3,188,000円	4,028,000円	4,508,000円
	50人～59人	3,488,000円	4,328,000円	4,808,000円
	以上10人毎加算	300,000円	300,000円	300,000円

延長保育推進事業を行った自治体に対する国からの補助は、保育所1カ所当たり年額4,591,000を基準額と必要経費のいずれか低い額に対して1/3の補助額となっている。また、延長保育事業を行った自治体に対する国からの補助の基準額は、30分延長（平均対象児童数1人以上）で300,000円、1時間延長（平均対象児童数6人以上）で1,342,000円、2～3時間延長（平均対象児童数3人以上）で2,166,000円となっており、当該基準額と必要経費いずれか低い額の1/3が国からの補助額となっている。

このように、盛岡市の延長保育事業は、国からの補助を受ける際の平均対象児童数の最低値を基本に、対象利用児童数の多さにより独自の加算をしたものになっている。また、保育料の保護者負担金を決定する際の階層区分や、同一世帯に複数の保育所入所児童がいることなどにより、延長保育料を軽減した場合には、補助額に一定額を加算することとしている。

平成26年度の盛岡市内私立保育所での延長保育実施状況は以下の通りである。

項目	実績
実施保育所	49 カ所
年間延べ利用児童数	221,712 人
延長保育推進事業の補助金交付額	224,959,000 円
延長保育事業の補助金交付額 (うち、盛岡市独自の加算分)	100,896,350 円 (27,600,350 円)

上記のように、延長保育推進事業及び延長保育事業に対する補助金は、当該事業を実施する保育所の設置者が実質的に負担する経費に関して行われるものであるため、補助金の交付額を決定するためには、延長保育の実施に係る経費の額を適切に把握する必要がある。このため、当該事業を行う保育所の設置者は、事業が完了したときには、延長保育事業実績書と収支精算書を提出することになっている。

(2) 結論

①収支精算書の記載方法について (指摘事項)

平成 26 年度の収支精算書を確認したところ、延長保育に係る収入である延長保育推進事業及び延長保育事業の補助金額と保護者負担金の合計額が、支出した経費の額と全く同額になっている保育所が 3 園あった。

この点に関しては、前述の私立保育所休日保育事業補助金と全く同様の問題点があるものと考えられる。

3.17.4.私立保育所一時預かり事業補助金

(1) 概要

保育所を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難になる場合があるが、このような場合に保育所において児童を一時的に預かることへの需要が存在する。このような需要への対応として盛岡市では、児童福祉法における保育に欠ける児童（保育所での保育の対象となる児童）ではない児童に対して、一時的に保育を行う私立保育所に、一時預かり事業補助金交付契約を締結した上で、補助金を交付することとしている。

盛岡市私立保育所一時預かり事業補助金交付要領では、補助額を以下のように定めている。

第 1 児童の福祉の増進を図るため、私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第35条第 4 項の規定により設置された保育所で市の区域内にあるものをいう。以下同じ。）が一時預かり事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、この要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

第3 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

経費	補助額
一時預かり事業を行う場合に要する人件費、給食費、消耗品費、水道光熱費、保育材料費、備品購入費等の経費	左欄に掲げる経費と年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とを比較して少ない方の額
	1,473,000円 (25人以上300人未満)
	1,580,000円 (300人以上600人未満)
	1,740,000円 (600人以上900人未満)
	2,840,000円 (900人以上1,500人未満)
	4,100,000円 (1,500人以上2,100人未満)
	5,360,000円 (2,100人以上2,700人未満)
	6,620,000円 (2,700人以上3,300人未満)
	7,880,000円 (3,300人以上3,900人未満)
	9,140,000円 (3,900人以上)
※ 事業開始が年度途中となる場合は、12月で除して、事業実施月数を乗じた額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。	

一時預かり事業を行った自治体に対する国からの補助は、上記の盛岡市の補助額とほぼ同様の金額を基準額として、その1/3の金額である。盛岡市では独自に、国の基準額の、年間延べ利用児童数300人以上900人未満1,580,000円の区分を上表の様に細分化している。

また、平成26年度の盛岡市私立保育所一時預かり事業の実施状況は以下の通りである。

項目	実績
一時預かり事業実施保育所	15園
年間延べ利用児童数	5,122人
補助金交付決定額	25,150,000円

上記のように、一時預かり事業に対する補助金は、当該事業を実施する保育所の設置者が実質的に負担する経費に関して行われるものであるため、補助金の交付額を決定するためには、一時預かり事業の実施に係る経費の額を適切に把握する必要がある。このため、一時預かり事業を行う保育所の設置者は、事業が完了したときには、一時預かり事業に関する事業実績書と収支精算書を提出することになっている。

(2) 結論

①収支精算書の記載方法について (指摘事項)

平成26年度の収支精算書を確認したところ、一時預かり事業に係る収入である盛岡市からの補助金額と保護者負担金の合計額が、支出した経費の額と全く同額になっている保育所が4園あった。

この点に関しては、前述の私立保育所休日保育事業補助金と全く同様の問題点があるものと考えられる。

3.18.スポーツ推進課

3.18.1.（公財）盛岡市体育協会運営事業補助金

（1）概要

公益財団法人盛岡市体育協会の人件費及び事業費に対する補助金を交付している。交付要領がないため、補助金の交付目的、対象事業、対象経費等は不明である。当該財団法人は、定款に目的を「盛岡市における体育・スポーツの一層の振興を図ることにより、市民の体育の向上とスポーツ精神の涵養に資するとともに、盛岡市における体育・スポーツ諸団体の育成に寄与することを目的とする」としている。

実施する事業は、(1)スポーツに対する意識の向上に関する事業、(2)市民の体力の向上を図る事業、(3)ジュニアスポーツの振興に関する事業、(4)健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業、(5)施設の管理運営に関する事業、(6)その他この法人の目的を達成するための事業、である。

事業収入の多くを、指定管理料、施設利用料、参加料収入から得ている。一方、事業費の多くは人件費、光熱水料費、委託費となっている。公益目的事業会計における収支差額は22,370千円の赤字であるが、施設管理・運用に係るものと、スポーツ関連事業に係るものが一方で表示されているため、赤字の要因は不明である。一方、法人会計の収入は主に盛岡市からの補助金であり、支出は役員報酬及び職員の人件費である。

（2）結論

①補助金交付要領について（指摘事項）

要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。

②事業補助金への切り替えについて（意見）

運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業補助金と異なり、必要な額の算定が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。

また、独自の収入が存在し、特にも市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。

尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。

3.19.文化国際室

3.19.1.（公財）盛岡市文化振興事業団運営費・事業費補助金

（1）概要

公益財団法人盛岡市文化振興事業団へ運営費補助金と事業費補助金を支出している。交付要領等が存在しないため、補助金の交付目的、対象事業、対象経費等は明確となっていない。当該法人は、定款において、「盛岡市における文化及び歴史並びに教育の振興を図り、あわせて市民の自主的な地域文化活動の支援に努め、もって市民の心豊かな生活の実現に寄与することを目的とする」としている。公益目的事業として(1)音楽、舞踊、演劇、美術その他の芸術文化に関する鑑賞事業、(2)文化、歴史及び社会教育に関する教育普及事業、(3)市民が行う文化活動の育成及び支援に関する事業、(4)文化、教育等に関する調査研究、情報の収集及び提供事業、(5)歴史、芸術、民族等に関する資料収集、調査研究、保管、展示等の事業、(6)生涯学習、社会教育の推進及び活動の支援に関する事業、(7)文化及び社会教育関係施設等の管理運営事業、(8)その他の事業を行っている。

（2）結論

①補助金交付要領について（指摘事項）

要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。

②事業補助金への切り替えについて（意見）

運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業補助金と異なり、必要な額の算定が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。

また、独自の収入が存在し、特にも市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。

尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。

③運営費補助金の返還について（意見）

法人としての収支差額が黒字となっているが、運営費補助金により黒字が生じているとすれば、その性質について検証が必要である。運営費補助金の使用によって、団体の収支が黒字になった場合には返還を要することとする等の対応を検討すべきである。

3.20.商工課

3.20.1.商工会議所事業補助金

(1) 概要

目的

商工業の振興を図るため、商工会議所その他関係団体が事業を行う場合及び商工関係団体の運営に要する経費に対し、補助金を交付する。

補助対象経費

商工振興事業、もりおか子育て支援パスポート事業、情報 OA 化事業、国際経済文化交流事業、小規模事業者指導事業等に要する経費

平成 26 年度盛岡市補助事業財源充当実績表によれば、盛岡市の補助金を充当した事業は、下表の通りである。

事業名	金額	事業名	金額
商業対策費	1,233	労務対策費	3
商業振興推進事業	405	観光対策費	4,293
まちづくり推進対策事業	531	各種まつり育成事業	1,753
玉山区たばこ販売促進協議会支援費	297	観光誘客広報事業	125
工業対策費	3,122	観光文化振興対策事業	1,238
物産振興支援事業	1,192	冬季観光対策費	1,037
地場産業育成支援事業	88	ゆかたの街盛岡推進事業	99
産業まつり開催事業	1,732	「残したい盛岡の風景」写真公募事業	41
工業振興支援費	60	地域振興対策費	1,456
南部鉄器フォーユーローブランドィング事業	20	中小企業対策研究費	20
産業育成対策研究費	30	もりおかブランド創出研究費	107
労働対策費	127	創業記念表彰事業	47
雇用定着促進事業	124	もりおかで「縁」を結ぶ交流事業	22

事業名	金額	事業名	金額
地産地消グルメ事業	376	国際経済文化交流事業費	575
税制問題対策研究費	18	広報事業	1,870
環境問題対策研究費	23	ILC誘致推進事業	900
都南地域運営協議会運営費	289	希望郷いわて国体・いわて大会開催推進事業	2,269
玉山地区運営協議会運営費	505	小規模企業経営支援事業	13,561
盛岡ナンバー対策研究費	49	玉山区小規模企業経営支援事業	3,401
もりおか子育て支援パスポート事業	100	合計	33,463
情報OA化事業費	556		

(2) 結論

①補助対象経費について (意見)

補助金交付要領は、補助金を決定する際の前提条件となるため、要領にない対象経費への補助金支出は認められない。ILC 誘致推進事業、希望郷いわて国体・いわて大会開催推進事業などについては、補助対象経費として明記されていない。これらの経費が小規模事業者指導事業等の等に含まれるとしても、その都度要領を変更し承認を得るなど、要領に記載のない経費については原則補助対象外とし、制限的な取扱いとすべきである。

②少額補助金について (意見)

少額補助であっても公益性の審査、効果の測定等は必要とされるが、補助金を交付するための事務作業等の費用と補助金による効果を勘案すると、補助金を廃止することも検討する必要がある。例えば、「労務対策費」の3千円、「税制問題対策研究費」18千円などは、相当に少額であるが、例えば100千円未満の事業については費用対効果を良く考慮すべきであると考えられる。

③上限額による補助金交付について (意見)

補助額は積算の形式となっているが、補助金交付額は上限額と同額の33,463千円であり、上限額に合わせる形で各積算額は調整されている。市の財政的な理由による一律カットの一環として過去に減額はしているものの、打ち切り補助金という側面が強いと思われる。上限を超えないことはもちろんであるが、公費を最大限効率的に使用するという観点から、補助上限額による規制と合わせ、補助効果の確認を各種事業ごとに行い、積算の形骸化を予防する必要がある。

④補助額の固定化について (意見)

固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の可否や金

額について慎重に決定することで、不必要な補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を確認していく必要がある。

3.20.2. (公財) 盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金

(1) 概要

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターの事業費及び管理費に対する補助金を交付している。交付要領がないため、補助金の交付目的、対象事業、対象経費等は明確でない。当該財団法人は、定款に目的を「盛岡地域の地場産業を振興するための事業を行い、地場産業の育成と強化を図り、公正かつ自由な経済活動の機会の確保と地域住民の生活の安定向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする」としている。

公益目的事業として「幅広く盛岡地域の地場産品を紹介するほか、人材の育成により盛岡地域の地場産業文化への理解と芸術的工芸品の振興、盛岡地域地場産業事業者の能力育成と後継者確保及び地場産品の振興を図る事業を行う」としている。

その他の事業として(1)盛岡地域内の業界団体等との連携や、官公署からの受託等により実施する地場産業の普及啓発に関する事業、(2)施設の賃貸に関する事業、(3)季節毎の催事実施により盛岡手づくり村への集客と地域住民との交流を図る事業、(4)盛岡手づくり村内共用施設維持管理事業、(5)その他としている。

事業収入の多くを、地場産業振興事業及び販売促進事業から得ており、補助金は収入全体の約 28%となっている。予算書によると市からの補助金は様々な事業に充てられており、下表の通りである。また、平成 26 年度の交付額は 45,000,000 円である。

目的	事業名	金額
公益目的事業	地場産業振興事業	35,828 千円
公益目的事業	人材育成事業	815 千円
その他事業	共用施設維持管理事業	834 千円
その他事業	南部曲り家地場産品 PR 事業	418 千円
その他事業	地場産業普及啓発事業	2,443 千円
その他事業	交流促進事業	816 千円
法人会計	管理費	3,846 千円
計		45,000 千円

(2) 結論

①補助金の充当について (意見)

公益目的事業会計だけでなく、その他事業会計にも補助金収入が充てられていることについて、補助金の公益性の観点から問題がないか検証が必要である。また、収支精算書に含まれている、支出を伴わない経費(例えば減価償却費 7,904,056 円、繰延資産償却費 98,443 円の計 8,002,499 円)を法人全体の当期一般正味財産増減額△3,113,814 円に足し戻せば

4,888,685 円の黒字となるため、補助の必要性の観点から補助金額について検証が必要である。

②事業補助金への切り替えについて（意見）

運営費補助金の一部を「法人会計」に計上されている管理費に充てているが、具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業補助金と異なり、必要額の算定が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。

③補助金の負担割合について（意見）

（公財）盛岡地域地場産業振興センターは、地方公共団体としては盛岡市のほか岩手県、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、及び紫波町を構成団体としており、これらの地域を地場産業の対象として事業を行っているが、補助金を交付しているのは盛岡市だけである。地域内の市町村において盛岡市の負担が大きくなることは理解できるが、他の市町村による補助金がないことには疑問が残る。補助金の必要性が認められるのであれば盛岡市だけでなく関係している自治体に対し補助金の負担をして頂くよう対応を求めることも検討すべきと考える。

④補助額の固定化について（意見）

固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要な補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。

3.21.観光課

3.21.1.（公財）盛岡観光コンベンション協会事業費補助金

（1）概要

盛岡市観光振興対策費補助金交付要領

目的

第 1 観光振興を図るため、公益財団法人観光コンベンション協会その他観光関係団体が事業を行う場合に要する経費又は観光団体の運営に関する経費に対し、予算の範囲内で、この要領及び別に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第 2 第 1 に規定する経費は、別表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
----	----	-----

公益財団法人 盛岡観光コン ベンション協 会事業	公益財団法人盛岡観光コンベンション 協会が観光宣伝、観光客誘致、観光施設 整備その他観光業の振興を図るための 事業を行う場合に要する経費	36,042,000 円以内の額
-----------------------------------	---	------------------

公益財団法人観光コンベンション協会への事業補助金及び運営費補助金（本部の人件費に係る補助金）を交付している。当該法人は目的に関して、定款において「盛岡市及び岩手県の有する文化的・社会的・経済的特性を活かし、国内外からのコンベンション及び観光客に対する誘致並びに支援、観光資源の開発宣伝、観光文化施設の整備及び管理を行うことにより、観光の振興及び交流人口の拡大を図り、もって地域の経済活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする」としている。平成 26 年度の交付額は 36,042,000 円であり、事業は以下の通りである。

- (1) 観光並びにコンベンションに関する企画、調査及び開発事業
- (2) 観光並びにコンベンション関係機関との連携及び調整事業
- (3) 観光並びにコンベンションの受入れ体制の整備及び誘致活動の推進事業
- (4) 観光並びにコンベンションに関する情報の収集及び出版物等による宣伝事業
- (5) 観光並びにコンベンションに関する意識の向上及び関係者の人材育成事業
- (6) 観光土産品の推奨、改善指導及び販路の拡張事業
- (7) 観光施設等の受託管理及び付帯事業に関する運営事業
- (8) まちなか観光の推進と市民ボランティアによるおもてなし観光案内事業
- (9) 第三種旅行業に関する事業
- (10) その他

平成 26 年度の収益費用の構成は下表の通りであった。

(単位：千円)	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
経常収益	151,479	86,414	23,702	258,096
(内、事業運営費補助金)	13,069			18,671
(内、人件費補助金)	3,908	434	15,460	17,371
経常費用	178,128	77,140	21,250	260,032
経常増減額	△26,649	9,273	2,452	△14,923

(2) 結論

①補助金交付要領について（指摘事項）

要領は存在するものの、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、

具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCA サイクルの基礎とすることが望まれる。公益目的事業会計において「委託料」が 31,358 千円、「支払負担金」が 1,876 千円、「支払助成金」が 858 千円、また、法人会計において「支払負担金」が 1,119 千円計上されているが、補助金の対象経費となるか検証すべきである。

②事業費補助金への切り替えについて（意見）

運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業費補助金と異なり、必要な額の算定が困難であることから事業費補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。

また、独自の収入が存在し、特にも市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。

③補助額の固定化について（意見）

固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要な補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。

3.21.2.つなぎ温泉観光協会事業補助金

(1) 概要

目的

第 1 観光振興を図るため、公益財団法人観光コンベンション協会その他観光関係団体が事業を行う場合に要する経費又は観光団体の運営に関する経費に対し、予算の範囲内で、この要領及び別に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の対象及び補助額

第 2 第 1 に規定する経費は、別表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
つなぎ温泉観光協会事業	つなぎ温泉観光協会が観光宣伝、観光客誘致、観光施設整備その他観光業の振興を図るための事業を行う場合に要する経費	12,467,000 円以内の額

つなぎ温泉観光協会への事業及び、人件費等の運営費に対する補助金であり、平成 26 年度は 12,467,000 円を交付している。当該協会は、事業の目的をつなぎ温泉観光事業の助成としている。事業の内容は広告宣伝事業、環境整備事業、開発関係事業、振興活動事業、プロジェクト事業、その他である。

収入は 26,189 千円の内、盛岡市からの補助金が 12,467 千円であり、半額近くを占めている。支出は総務関係費が 11,352 千円、事業費の内、9,304 千円がプロジェクト関係費であり、御所湖まつりなどの費用とされている。

(2) 結論

①補助金交付要領について (指摘事項)

要領は存在するものの、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCA サイクルの基礎とすることが望まれる。

②補助額の固定化について (意見)

固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の可否や金額について慎重に決定することで、不必要な補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。

3.22.文化国際室

3.22.1. (公財) 盛岡国際交流協会事業

(1) 概要

公益財団法人盛岡国際交流協会へ補助金を交付している。当該法人は目的に関して、定款において「盛岡市の歴史、文化その他の特性を生かしながら、幅広い分野における国際交流・協力活動を展開することにより、市民の国際相互理解と国際協力思想の促進を図り、もって「世界に開かれた魅力あるまち・盛岡」の創造に寄与することを目的としている」としている。事業は、以下の通りであり、平成 26 年度の交付額は 5,000,000 円である。

- (1) 国際交流・協力に関する情報の収集及び提供
- (2) 国際交流(理解)・協力に関する啓発普及の促進
- (3) 国際交流団体等の連携及び国際交流ボランティアの育成
- (4) 交流事業の計画の策定及び実施
- (5) 姉妹都市交流の促進
- (6) その他

(2) 結論

①補助金交付要領について（指摘事項）

要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCA サイクルの基礎とすることが望まれる。

②賛助会費収入について（意見）

（公財）盛岡国際交流協会事業は、基本財産 1 億円の規模の法人であるが、収入規模については 7,531 千円と大きくなく、内 5,000 千円を盛岡市の補助金で賄っている。賛助会員からの会費については 326 千円となっているが、中核市である盛岡市の規模を考えれば、賛助会費の拡大の余地は大きいと思われる。有効性の高い活動を行うとともに、募るべき賛助会費の目標金額を定めるなどして、収入の増加を促していくべきである。

3.23.消防対策室

3.23.1.盛岡市消防団員互助会事業運営費補助金

(1) 概要

盛岡市消防団員互助会補助金交付要領

目的

第 1 消防団員の福利増進及び職務遂行の向上に資するため、盛岡市消防団員互助会（以下「互助会」という。）の経費に対し、予算の範囲内で、この要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

補助金の交付の補助額

第 2 第 1 に規定する経費は、次表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
事業運営費	互助会の事業、運営及び福祉共済への加入に係る経費	8,971,000 円以内

平成 26 年度における互助会の事業については以下の通りである。

事業名	決算額	補助金
給付事業		

事業名	決算額	補助金
弔慰金	90,000 円	0 円
見舞金	120,000 円	0 円
福利厚生事業		
助成費	8,000,000 円	5,826,000 円
健康管理事業費	200,000 円	200,000 円
家族慰安会費	2,462,135 円	0 円
共済費	2,496,000 円	2,496,000 円
表彰費	205,439 円	0 円
厚生用具整備費	8,532 円	0 円
		0 円
伝統保存事業費	697,000 円	0 円
計		8,522,000 円

(2) 結論

①互助会事務局の運営について (意見)

盛岡市消防団員互助会に関わる事務については、市の消防対策室の職員により行われている状況である。本来であれば、互助会の運営については互助会の会員により運営されるべきものであり、互助会の規約においても事務局長 1 人、庶務会計 2 人の役員を置くこととされている。市の職員が互助会の事務を担う場合には、当該職員の人件費相当額について実質的に補助していることと同じである。会員ではない市の職員が事務を行うのであれば、代理権限、費用負担関係などを明確にするためにも職員派遣契約、事務委託契約などの締結を検討するべきである。

②補助金対象経費について (意見)

助成費 800 万円は、消防団本部分会 50 万円と各分会 750 万円 (50 分会×15 万円) に配分され、主に団員の飲食代、宿泊代、分団名入り T シャツなどに使われている。

補助金が飲食代等に使われていること自体については、福利厚生事業の一環としての出費であることから市は認めている。しかし、飲食代等の費用を見積って決定しているものではなく、また、人数を基準としたものでもないことからその目的及び算定根拠が明確となっていない。飲食代等については一人当たりの限度額を設けるなど冗費の抑制を図るべきであるし、団員ごとの平等を図るため一律 50 万円あるいは 15 万円ではなく人数割り等の導入を検討するべきである。

第3.結びに

当監査の対象として抽出した補助金等については、金額としては9割を超えているものの少額の補助金等については監査を実施していない。件数にすると、補助金が92件で全体の31%、負担金が16件で全体の4%のみが監査対象となっている。そのため、監査対象となっていない補助金等については問題がないということではないため、以下の点に留意して見直しを行っていくべきと考える。

補助金の交付に当たっては、①必要性、②公益性、③優先性、④有効性、⑤効率性などについて十分に検討を要するとともに、その過程での⑥正確性、⑦実在性、⑧網羅性などに留意する必要がある。そのため、個別の補助金制度の設定に当たっては、総合的な判断・評価が行われ、一度設定されると継続的に実行されることが求められることになる。また、他方で補助金制度の変更や廃止について、状況変化に対応し検討していく継続的な管理が、制度運用にとって重要である。負担金については、経費に充てるため義務的に負担するもので補助金とは異なり、当然①～⑤は求められるものの、より⑥～⑧の適正性の確保が必要とされると考えられる。

①必要性については、補助金がなければ活動・事業などができないことを確認する必要がある。そのため、補助対象者の収支状況の確認は必須であるが、合わせて自主財源の見込、自立促進の方法、補助終了見込などを想定することが重要と考える。

②公益性については、特定の者の利益に寄与することのないように、補助対象となる事業等の内容、補助金交付となる対象者の範囲などについて明確にし、情報の周知を図っていく必要がある。補助金交付対象となる事業・活動は補助金がなければ実行できないものであるから、選定された補助金交付対象者のみが補助事業の活動実績などに基づいて知識・経験などを蓄積していくことになるため、終期を設ける、あるいは同一の事業者等に半自動的に交付することのないように留意が必要と考えられる。

③優先性については、事業・活動などの影響の重要性、課題の先決性、補助金の交付状況などを勘案して、補助金の予算を配分していくことになるが、補助金の優先度を固定化することのないように他の事業・活動との相対評価について念頭に入れることが重要である。

④有効性・⑤効率性については、補助金交付の目的と交付結果との関係を、可能な限り客観的に評価し、最低限の補助金で最大効果を得られるようにすべきであり、補助金交付手続のコスト、評価のためのコスト、補助金交付の期間などを十分に検討する必要がある。

⑥正確性・⑦実在性・⑧網羅性については、補助金交付の各手続が誤謬なく行われることを担保するために、担当者が補助金交付要件、領収書等の証憑書類などを確認、チェックリストを用いた手続の確認、担当者以外の上司などによる確認などであり基本的なことである。作業量の増加、担当者の交代などにより左右されリスクはゼロにできないが、誤るリスクを評価した上で内部統制を構築・運用することが重要である。

補助金等の目的とその効果については、定量的に評価しなければならないのか、定性的に

評価できればいいのか、あるいは複合的に評価すべきかについては個別に取り決めていくことと思われる。定量的に評価をすることができれば客観的な判断ができ容易であるが、その一方で評価項目の過不足、測定ミスなどにより評価を間違える可能性がある。また、定性的評価については、多面的に評価され判断の根拠がまとめられていれば、評価の過程・証跡として十分のケースも多いが、補助金等の交付により単純に事業等が実施されたこと自体を確認するなどの形骸化する可能性や、一面的・主観的な評価となる可能性がある。いずれも評価に当たっての焦点や程度の問題であることから、基本的な評価の基準を定め、個別に評価項目や方法などを設定し丁寧に評価していくことが望まれる。

以上